

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会  
(十一ノ一) -民事局参事官室試案第二～第六まで-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16131">http://hdl.handle.net/10291/16131</a>

【論 説】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会（十一ノ一）

——民事局参事官室試案第二（第六まで）——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

第一 問題提起

第二 個別論点の審議

一 監査役の資格

二 監査役の任期

三 監査役の選任

四 監査役の解任

五 監査役の報酬

六 監査費用

おわりに

## はじめに

昭和四三年一月二六日には、経団連からも株式会社監査制度に関する改正意見が提出され（商事法務四六八号一四頁）、有力な経済団体からの意見も出揃った。そうした中で、同年一月四日法制審議会商法部会小委員会第十一回会議が開かれ、前回（第十回）に引き続き、民事局参事官室試案につき審議を行った。会議には、鈴木小委員長のほか、大住、大森、金子、田中、広瀬の各委員及び青山、梅田、草島、田辺、味村、井口（代理青山判事補）ら各幹事が出席した。本号は、その前半を纏めたものである。

## 第一 問題提起

## 一 試案再検討の提起

鈴木小委員長は、まず前回に引き続き、監査役の職務権限のところを中心に、試案の再検討をすることとし、味村幹事に、前回以後に提出された経団連、日弁連等の各意見の説明を求めた。

「始めましょう。これだけしかまだお集まりがないんですが、この前、試案に対するいろいろな意見が出ましたものについて考慮しながら試案の再検討をやったわけでありまして、で、もちろんまだ結論は出ておりませんが、い

ろいろな御意見が出ましたものを考慮しながら、いずれまた御審議をいただかなければいけないということになるかどうかと思うんですが、本日はこの前やったあとに引き続き、一応の検討を進めていきたいと思っています。もっとも、中間配当の問題がまだ残っておりますので、これを、ある程度進めましたあとで若干御意見を伺っておきたいというふうなことも考えておりますが、さしあたりとしては、まずこの前終わったところに引き続き御検討願いたいと思います。味村幹事、すみませんが説明を若干していただきたいと思っています。」（法務大臣官房司法法制調査部・法制審議会商法部会小委員会第十一回会議事速記録一頁）

「それじゃ、第一の職務権限のところ、おもな意見と申しますかその後出ましたおもな意見の御紹介をしていただいて、もしその中で改めて取りあげなければならぬようなものがあればちよつと繰り返しやってみるということにするし、それほどのこともあるまいということでしたら先へ進むことにいたしましょう。」（同速記録二頁）

## 二 前前後後に提出された意見の説明

鈴木小委員長の指示を受けて、味村幹事は、前回の小委員会後に提出された経団連、日弁連等の意見の概要を次のように説明をした。

「この前の小委員会以後、産業機械工業会、日本弁護士連合会、中央大学法学部、経済団体連合会、明治大学法学部、電気協会、造船工業会といったようなところから回答が出てまいりました。

お手元に差し上げてございます。昭和四十三年十一月付けで印刷いたしました。照会に対する意見集<sup>(1)</sup>、これには今

言いました意見もあらかた載っております。ただ造船工業会だけはこれを印刷しましたあとで出ましたので、載っておりません。

前回、監査役の権限のところまで御審議をいただいたわけですが、当時は経団連、日弁連等の意見がまだ出ておりませんでしたので、きょうは、金子委員か原委員がお見えになれば、経団連の御意見について御説明していただいではどうかと思っていたんですが、まだお見えになりませんので、ちょっと、前回の済んだ分についての日弁連と経団連、その他の意見を御説明だけしよう。」(同一―二頁)

「商法部会小委員会資料14、昭和四十三年十一月二十六日の印刷物で追加の二と書いてございますものが、前回の小委員会までにまとめたものを除いたものを大体まとめているわけでございます。

最初をごらんいただきますと、これに載せてございます意見をお寄せいただいた団体の名前が載っているわけですが、このうち最初から関西経済連合会までの分は一応前回の小委員会までに寄せられておりましたので、ここまでは前回は御説明をしてあるわけでございます。

そのあとの分を、ほんとうにかいつまんで申し上げますと、まず改正の概要でございますけれど、これにつきましては経団連からは、一ページのまん中以下にございませうように、『改正の趣旨については異論は差しはさまない。監査の一元化が真に徹底するならば株式会社の健全な発展を促すことにもなる。しかしその反面、改正が現実から遊離すると経営上混乱を招いて監査制度の実効性を期し難くするおそれもある』と、こういう指摘があります。

監査役の権限のところになりますと、三ページの裏の終わりから四ページの初めにかけて、明治大学法学部と経団連の意見が載っていますが、大体、監査役の業務監査の範囲を明確に法定しろ、という趣旨であります。そして、原則として会社の業務執行が適法かどうかについて監査を行うというをはっきりしろという・・・これは前

回御議論いただいたのと同じ意見が出ています。

四ページの裏のところに日本弁護士連合会の意見が出ておりますが、日本弁護士連合会の意見は、大綱では、公認会計士監査の導入には反対をしていますが、複数監査役の制度につきましては払込資本金三億円以上の会社では監査役を三人以上とすること、監査役三人以上の会社では重要事項の職務執行については監査役の過半数で定めるといふ意見になっております。

それから、五ページの終わりにございますように、従属会社に対する調査権については、日本弁護士連合会は賛成でございます。

六番目の取締役解任のための総会招集でございますが、これは五ページの裏に経団連と日弁連の意見がございますが、経団連の意見は、『不正の行為』というのは削除しろという意見でございます。不正の行為があるときにはその不正の行為の軽重を問わず総会の招集請求ができるということに試案ではなっているわけですが、不正の行為にも軽重があるから、軽い不正の行為の場合には招集請求をしないようにしろ、とこういう趣旨かと思えます。

日弁連の意見は「違法な重大な事実があることとなつてゐるわけですが—それを、『重大な事実があつてしかもそのため会社に著しい損害を生ぜしめた』ということを要件にしろという意見になってゐます。

その次の、取締役の解任議案が否決されました場合の裁判所に対する解任請求についてはこれを削除しろというのが経団連、電気事業連合会等から出ております。それから、日本弁護士連合会は試案に賛成でございます。

監査役を取締役会招集権につきましては、日本弁護士連合会から、六ページのおもての一番最後から裏の初めにかけまして、出ておりますが、要するにこの趣旨は、この取締役会を招集するというのは、取締役会で適切な措置をとらせるために招集するのだということをはつきりさせろという趣旨のように伺われますが、そういう意見が出ております。

差止請求につきましては、同じく六ページの裏のほうに日弁連の意見が出ておりますが、これは解釈上現行法の解釈でも株主の差止請求権として認められているものと同じことを、明文ではつきりさせろ、という程度のことではないかと思えます。

自己取引については経団連から、複数監査役のある場合は監査役一人の同意でいいということをはつきりさせろという意見があります。

総会決議取消の訴につきましては、経団連から取消原因、無効原因が明らかな場合に限るということにしろ、と、こういう意見であります。日弁連は試案に賛成であります。

整理開始の申立につきましては、経団連は、監査役が一応取締役または清算人に申立を促す、そしてそれが取り上げられないときに初めてみずから申立ができると、いうふうにしろという意見であります。日弁連は、監査役はこういう整理開始の申立等をするのは監査というたてまえからは適当でないということから、削除しろという意見です。電気事業連合会も同じことであります。

取締役の定期的な監査役に対する報告につきましては、経団連は削除意見であります。日弁連は賛成ということになっております。

前回到御審議を頂きました後出てまいりました意見としては、大体そんなところでございます。」(同速記録二一八頁)

### 三 審議方針の決定

この説明を受けて、鈴木小委員長は。いま出た意見で、もう一回その問題を蒸し返す必要があるような重要なもの

があるかどうかと、審議の進め方につき、意見を求めた。

「いままで出ております意見、説明のあつた意見で、もう一回その問題を蒸し返す必要があるような、それほど重要なものがあるかどうか、御意見に従つて進め方をきめたいと思います。」（同速記録六頁）

そこで、監査役の権限を違法性の調査だけに限定する考え方に疑念を有する田中委員は、違法性監査に限定するの  
がいいかどうかは、比較法的にも、学理的にも大いに異論のあるところなので、その最終決定を差し当たりは留保・  
延期して欲しいと、要望するとともに、この点に付き多くの研究者を動員して大規模な比較法的研究を実施すること  
を計画しているという大森委員に研究の予定等につき説明を求めた。

「この前、監査役の権限を違法かどうかの調査だけにしぼるという考えをここでも相当有力に言われたわけですが、  
経団連等でも、原則としてという条件つきでそういうような意見を出してこられているんですが、この点は、非常にや  
はり問題があると思うんで、あるいは全部終わってからもう一度この点について十分審議していただきたいと思うん  
です。・・・株式会社との機関論というのは株式会社法としては中心的な問題なもんですから、比較法的にも、学理的  
にも大いに異論のあるところで、いまちようど大森委員が席を立てられますけれども、何か、京都方面を中心に  
して相当たくさんの方を動員して、比較法的に研究なさるといふような企てもあるようですし、まあその結果を  
待つというわけにもいきませんまいけれども、これをどうするか、違法だけにしぼるか、いままでの原案のような、不  
当とか、著しく不当ということについても、権限はもう少し広げるが、報告の義務がある、調査の義務があるという

点はそういう程度にしぼるといふのがいいかどうか、その点は私非常に問題だらうと思うんで、ここはこの前はまあ決定には至らなかつたのですが、議論があると思うんですけれども、少しその決定を留保していただいて、いろいろな方面からの意見を聞き、まあ私としてもいまの意見というのがありますけどね。この前申し上げたように、違法だけに限ることにはかなり懸念を持っています。もし必要があればまたここで申し上げますけれども・・・一応その点は非常に重要だから留保していただいて、第二以下を先におやりいただいて、中間配当まで原案のものがきょうはできているようですから、全般の時間とも見合わせて、先を一応おやりくださって、その辺のいまの権限をどうするかということについては、いま一度十分に研究し議論する機会を与えていただきたいというふうに思っております。

これは二十五年改正以前の三十二年商法に近づけてやるという発想でやりだしたわけですし、その三十二年法を相当変える場合は、よほど慎重に考えないといけないというふうに思うわけで、つまり英米流に徹底すればまたそれでよろしいんですが、そうしないで、けれどまたドイツ流にも傾かない。結局、三十二年法に近づけるといふことで、この試案自体がそういう風になつてきておりますので、それを變えていく場合にはよほど慎重に議論して、理論的にも正当であり、日本でもまあ実施の見込みが相当あるということも確かめなきゃならないんで、ここところは非常に重要だと思つてんです。

ちようどいま大森委員が来られたんですが・・・あの、いまね、あなたのお話しもちよつとしたんですが、京都方面で、たとえばフランス法とかイタリヤ法等、新しい法律に基づく機関論—機関の権限等、比較法的考察からかなり学問的な意見も出そうというような企てがあるようにも承っているんでね、それでいまの監査役の権限を違法の点だけにしぼるか、不当のほうにまで及ぼすかという点は、そういうような研究の結果も、もしそんなにおそくなくて出るものならば、承つてからのほうがいいんじゃないか。最終的決定は要するに延ばしていただきたい、ということ

を申し上げたんですが、あれはどうなんですか、いつごろまとまったものが出るんですか。」（同速記録六―八頁）

「私の希望はそういうことなんで、先に一度やっていただいて結構です。」（同速記録九頁）

田中委員の求めに応じ、大森委員は、ねらいは改正試案というものを中心にして最大限急いでやっており、今年中くらいには勉強の会は一応終わる予定であるが、それを文書にするのももう少し遅れることになるし、また、その内容は本試案を批判するというほど具体的になるかはまだわからないと、田中委員の要望には応えられそうにない研究の実状を説明した。

「さあ、完成しますのは・・・何しろ最大急行でやっておりまして毎日曜ぐらいやっていたんですが、もうちょっと疲れたんじゃないかということ・・・最終がいつごろまでということはいえませんが、ことし中くらいには勉強の会は一応終わると思いますけど、それを文書にするのももう少しおくれるかもしれませんですけど・・・。」（同速記録八頁）

「そういうこと（民事局の今度の試案に対しての意見という形で出てくること）〔田中委員、同速記録八頁〕―筆者）です。ねらいはやっぱり改正試案というものを中心にして、ということでございまして、それと無関係にただ勉強だけしとるといふことじゃないんですけれども・・・。」（同速記録八頁）

「ただし文字どおりこの試案を批判するとか何とかいう、それほど具体的な形になるかはまだはつきりわかりませんですけど、ねらいはやっぱりこれに関連して、ということには間違いないんです。」（同速記録九頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、これができてからではしょうがないので、特別な意見というふうなものがあるのなら、ある時期に持ってきてここへ反映してもらったほうがいいと大森委員に注文した、

「しかしまあ、大森委員たちがやっておられるのもね、これができてからじゃしょうがないんで、もし、まあ学問的な論文として発表するしないにかかわらず大体どういふふうなことになるのかといったようなことを、ある時期に．．．あなたは幸いその中に入っておられるリーダーなんだから、その中で特別な意見というふうなものがあるのなら、持ってきてここへ反映してもらったほうがいいと思うんですけどね．．．」(同速記録九頁)

「試案を前提にしての研究であるということで、もちろん意味がないとは言いませんけれども．．．」(同速記録九頁)

大森委員も、できるだけ早く纏めるよう努力するとした。

「できるだけ早くまとめるように努力いたします。」(同速記録九頁)

そこで、田中委員は、鈴木小委員長とのやり取りを通じて、監査役の業務監査の範囲の問題については、後でもいから改めて発言の時間・機会設けて欲しい旨改めて強く要望した。

「それからいまの、不当かどうかの問題は例の二六五条を、監査役の承認にかからしめるか、取締役のほうへまた

持つていくかということにも関係しまして、結局明治三十二年法に近づけるといふことをまた変えていくわけですね。だからその点については相当慎重にやはり議論していただきたいと思うんで、きょうそこまでやる必要があればまたもう一度私—この前時間もあまりなかったし—申し上げてもいいですけど。」（同速記録九—一〇頁）

「そうですね、それじゃ議論はあつたけれども、その点はあとで検討することにして先に進みましょう。」（同速記録一〇頁）

「そうですね。それじゃ時間を与えてくださればきょうまた適當なときに申し上げてもよろしいですけども……。」（同速記録一〇頁）

「そうですね。先に進んだりあとへ戻つたりということ……。ただ全般的に申し上げて、私いわゆるB案に賛成しましたのは、三十二年改正に近づけるといふ趣旨なんだから……。」（同速記録一〇—一一頁）

「そうですね、またあとで機会があればひとつ……そちらの御意見も十分—この前あまり時間がなかったので—伺いたいと思いますから……。」（同速記録一一頁）

これに対し、鈴木小委員長は、その問題の処理については、いろんな問題をやった後で、議論を進めるといふことになっているので、その方向でやっていきたいとし、この点についての審議を打ち切つた。

「これはこの前申しましたように、いろんな問題をやったあとで、どういふものとして処理するかというふうなことに御議論を進めていただきたいということになっておりますんで、その方向でやっていきたいと思ひます。」

（同速記録一〇頁）

「それからもしきょう、適当な時間が得られましたならば、そのときに少なくとも田中委員の御意見だけ伺って置いてわれわれが考える種にさしていただくということも・・・。」(同速記録一〇頁)

「どうせこれだけの人数ですから適当にやりましょう。そうフォーマルにやる必要もないから・・・。」(同速記録一〇頁)

「それだけいわれるなら、ついでに伺っていてもいいんですが・・・。もうそれはわかっていますからほかのほうにいきましょう。」(同速記録一一頁)

## 第二 個別論点の審議

そこで、鈴木小委員長は、前回(第十回)の審議で残された個別論点の審議に入ることとした。

「それじゃ先へ進みます。」(同速記録一一頁)

### 一 監査役の資格

監査役の資格については、試案で取り上げていることのほか、検討すべき問題点がある。

### 試案第二 監査役の資格

従属会社の取締役又は使用人は、支配会社の監査役となることができない。

（理由）現行法は、取締役又は使用人は、当該会社の監査役を兼ねることができないものとしている（商法第二七六条）が、従属会社の取締役又は使用人も、支配会社の取締役に従属するおそれがあるので、監査役の独立性を保持するため、これらの者は、支配会社の監査役となることのできないこととするものである。<sup>(2)</sup>

#### （一）日弁連等の意見紹介

まず、味村幹事が、監査役の資格についての日弁連等の意見を紹介した。

「じゃ、試案の順序でまいりまして、その次は監査役の資格でございますが、この資格については、試案自体については特段の意見はございません。ただ、これに加えて、たとえば中央大学法学部は、兼任数を制限しろというような意見。同じ監査役は、たくさんの方の会社の監査役になるということも制限しろという意見とか、日本弁護士連合会、あるいは明大法学部からは、取締役の配偶者、それから親族、こういった人は監査役になることはできないようにしようとか、監査役の仕事が終わったあとでは取締役にすることはできないようにしようという意見がございました。

なお日本弁護士連合会からは五億円以上の会社では監査役のうちの一人は弁護士から選任するようにしようとかいう意見です。

大体、資格についてはこの程度です。」（同速記録一一—一二頁）

この意見紹介を受けて、鈴木小委員長は、味村幹事が言及したような資格を考慮する必要があるかを質した。

「いま申しましたような資格というものを考慮する必要というのはございましょうか。」(同速記録一二頁)

## (二) 兼任(兼職)の制限

### 1 問題提起

従来から監査役が複数の会社の監査役を兼ねることは、法律上規制されていない。しかし、あまりに多くの会社の監査役を兼ねることは、監査の実を薄めることになりかねない。そこで、田中委員は、監査役の兼任(兼職)数制限の問題を提起した。

「監査役の兼任数を制限することはある程度好ましいことですが、法律上どのくらいの数が適当かということとを制限できるかどうか。フランスの会社法では取締役だったか、幾つ以上兼ねることはできないという規定がおかれていますね、新しい会社法では、そういうことを商法の中に盛り込むところもありますから、入れてもおかしくないと思うんで、適当な数さえ出ればいいかもしれないけれども、監査役自身とそれからそれを選任する会社の良識に待ってやるという程度でいいんだという考え方もあり得るでしょうね。法律的に制限しても差しつかえはないだろうと思いますけれども・・・商法でやっておかしいということはないだろうと思うんですけれども・・・。」(同速記録一二頁)

これを受けて、味村幹事は、ドイツでは、十社において監査役になっている者は監査役員になることはできないと紹介した。

「ドイツですと、監査役員になることはできないものとして、すでに十社において監査役になっている者、というようなことがございますけど、日本はドイツとは事情が違うような感じがいたします。」（同速記録一二頁）

## 2 兼任数制限の有意性

しかし、鈴木小委員長は、監査役だけの兼任数の制限の有意性につき疑問を提起した。

「わからないのは、いままではおそらくそうたくさんはないのかもしれないけれども、今度、将来どうなるかわからないことはあるでしょうけれどもね。大住委員さんのお書きになったものの中に、何か監査役は常勤でなきやならんという……。」（同速記録一二頁）

「全部が常勤である必要があるかしら。」（同速記録一三頁）

「監査役だけ幾ら制限してみたつてはじまらないんで、ほかに取締役をうんとしていたら困るんでねえ。もし大住説のようなことをいえば、何も書かなくなつて……。」（同速記録一三頁）

「だけどねえ、また別なことを言いますとね、ほかの会社には全然関係しなくなつて、やれ財団法人の理事をやつたり、あるいは政府の委員会ばかり出ておつてちつとも来ないような人だったら同じことなんですからね、だからそういう専念性を要求することになるんだつたら、数を限つたつてしょうがないという気がするんで、むしろ別に何か

独禁法的问题とか、そういったものがあるならどうかしらないけれども・・・。外国の場合商法上監査役の兼職の数が制限されているのはどういう観点から限られているんでしょうかねえ。」(同速記録一三一—一四頁)

「だからそれ(監査役の兼任数を制限するフランスの一九六六年改正法案Ⅱ筆者)はそれはどういう目的だろう。」(同速記録一四頁)

「そうだとすると、ほかの公職は幾らやつてもいいのかしら」(同速記録一四頁)

「それだったら、監査役は毎日会社に出勤しなければならぬと書くか、あるいは一週間に何べん来なきゃならぬと書くとか、月に何度来なきゃならぬと書いたほうがまだよさそうな気がするんでねえ、どうも数だけ、ほかの会社との数を幾ら制限したってはじまらないと思うんだなあ。

結局、見ようによっては何もしない監査役にうんと報酬を払わなきゃならぬということだけのが起こらないとは限らない・・・。」(同速記録一四—一五頁)

これに対し、大住委員は、常勤の必要性を肯定し、兼任自体に否定的意見を述べるとともに、法律で制限しようがないのではとした。

「おそらく民事局試案に定められているあれだけの仕事をするには常勤でなきゃできないでしょうね。」(同速記録一三頁)

「全部常勤でなきゃいけないでしょう。だってみんなおのおの責任を負うんですから。だからでたらめにただ名前だけ出しくんでいいんなら、そりゃあ百でも二百でも兼ねられるんですけど、ほんとにやるとしたら、一社一人と

いうことにならざるを得ないんじゃないですか、性質上。」（同速記録一三頁）

「そうなんです。ほんとうにまじめに監査役が試算どおりにやろうと思つたら、一人で社でもむずかしいくらいなんですよね。」（同速記録一三頁）

「しかし法律じゃ制限してもなかなかできないことになるんじゃないですかねえ。」（同速記録一四頁）

「制限しようがないんじゃないですか」（同速記録一五頁）

しかし、田中委員は、フランス、ドイツでも、十分な監査ということから兼任数を制限する規定があることを紹介し、その有意性を示唆した。

「フランスの一九六六年改正法案もやっぱりドイツと同じように入ってますねえ、一三六条で。会社の八以上の監査役会に属することはできないとして、これに反したすべての選任は無効である。で、監査役は不当に受領した報酬を返還しなければならない、という、かなり厳しい規定がある。」（同速記録一四頁）

「いや、それはやはり十分な監査ができないという、会社の利益という立場でしょう。あるいは株主の利益という立場でこういう制限を設けているんだらうと思いますね。」（同速記録一四頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、衿を正させるといふ意味で、経済パージにしてしまうという方法を取締役と監査役について考えたほうがよくはないのかとする一方、多い人で兼任数はどのくらいかと聞いた。

「何か、私は、理論的に考えればいまでもそうなんだと思いますけれどもね、少なくとも会社をつぶしたとか、倒産会社に関係した人とか、あるいは経済的な犯罪をやったような人とか、そういうふうなものは絶対にないんだということ、取締役及び監査役について商法の中で書いたほうがいいんじゃないか。いまの何かしらない妙な、有効なのか有効でないのか、だれもしらないような法律の中にちよびんと書いてあるようなことでなくて、それを商法の中に書くことのほうがより・・・少なくともそれをやったうえでの問題のような気がするんですがね。

それは、えりを正させるという意味でもね。何か、経済パージにしてしまうという方法を取締役と監査役について考えたほうがよくはないのかという気もするんだけど・・・。

なまじつか、十関係して・・・十以上はいかんというので十までやられても全く・・・十じゃ何にもできないじゃないのかというふうなこともなりそうな気がするんですがねえ。専念性にはならんですよ、十では。

いまほどのくらいあるもんですか、多い人は。」(同速記録一五頁)

また、田中委員も、民事局で調査したことがあるのではないかと、質した。

「いつか民事局で調査したことがあるんじゃないですか。」(同速記録一六頁)

しかし、大住委員及び味村幹事は、鈴木小委員長及び田中委員の質問を否定した。

大住委員「さあ幾つぐらいあるかなあ。別に調べたこともないんですけど・・・。」(同速記録一六頁)

味村幹事「そこまでは調べてございません。」（同速記録一六頁）

これらを聞いて、田中委員は、正確な基準が立たないと、数的な制限を設けるということは、慎重にならざるを得ないと、監査役の兼任数の制限については慎重な意見を述べた。

「結局、ちゃんとしたはつきりした標準があれば置いたほうがいいかもしれんけれども、八つということがはたしてどれだけの根拠に基づいて置いたか疑問だし、いま部会長のいわれるように、いわば反対解釈で八つまではどんな無理なことでも監査役に大びらになれるというふうなふうにとられるおそれもあるんで、まあ、正確な基準が立たないと、ちよつと数的な制限を設けるということは、慎重にならざるを得ないんじゃないかというふうに思いますかねえ。」（同速記録一六頁）

### 3 公認会計士の兼任数制限

ここで、鈴木小委員長は、参考までに監査役同様会計監査を行なう公認会計士につき、兼任数制限の有無を尋ねた。

「公認会計士は、個人の公認会計士については幾つ以上の会社の監査を引き受けちゃいかんという規定はありますか。」（同速記録一六頁）

これに対し、草島幹事および大住委員は、そのような制限は全くないと答えた。

草島幹事「それは全然ごいません。」(同速記録一六頁)

大住委員「ないんですね。」(同速記録一六頁)

鈴木小委員長は、しかし、監査役同様、公認会計士も兼任数を制限しなかつたら十分な職務遂行という目的を達成できないのではないかと、監査役と公認会計士の類似性を指摘した。

「監査役の方もそうだと思うんだけど、公認会計士もそれをやらなかつたら、今度のような目的には達し得ないわけですからねえ。」(同速記録一六頁)

これに対し、田中委員は、公認会計士には監査法人があるとし、監査役との違いを指摘した。

「公認会計士のほうは監査法人がありますからねえ。」(同速記録一七頁)

しかし、鈴木小委員長は、監査法人だって人数に比例して幾つ以上持つちゃいけないというようなことはできると反論する。そして、監査役だけ兼職の制限をしてもしょうがないと従来の主張を繰り返した。

「いや、監査法人のほうはまた別に考えるとして、ね。監査法人だって人数に比例してね、幾つ以上持つちゃいかんというようなことはできると思うんだ。パートナーの人数に比例して個人と同じような倍数だけしか持てない、と。

監査役だけ兼職の制限をしてもしょうがないんじゃないかという気がするのと、それからさつき大住委員が言われたようなことを考えますと、十とか八つというんじゃない、そんなものはナンセンスじゃないかというようになる。むしろ監査役の仕事というのは、十の会社の監査を兼ね得る程度にやればいいんだということになっちゃうという危険もな  
くはない。

あれもわかんないけど、政府の委員会というものを四つ以上やっちゃいけないとか三つ以上やっちゃいけないとか何とかいうことになっているが、あれも何のためにそういうことをしたんだかよくわからんけど、特権だと考えたのかねえ、委員になることを。でもあれはまだ特例を認める余地というものはあるらしいからまだいいけど・・・監査役のほうはどうかやめればいいんでしょうけどね。」（同速記録一七頁）

「それは富士とか八幡とかの会社を十持ったんじゃない大変なことですよ、そりゃあ。」（同速記録一七頁）

これに対し、大住委員は、会社の規模によっても違うが、銀行の取締役で債務会社の監査役をしている人は相当多いんで、その方面を調べたらその数は出るだろうとした。

「会社規模によっても違いますからね。小さい会社というのはそりゃあ、一日おきに午前と午後と行けば四つは持てますわね。」（同速記録一七頁）

「もし兼任をどのくらいしているかを調べるのには、銀行の取締役で債務会社の監査役をしている人は相当多いんで、その方面を調べたら出るんじゃないでしょうか。」（同速記録一八頁）

## (三) 弁護士監査役資格

次に、鈴木小委員長は、経団連や日弁連のように弁護士を必ず監査役に一人は入れろという意見を取り上げ、弁護士業務と監査役との両立困難という観点から、弁護士の監査役資格の問題を提起した。

「それはいままでの監査役ですね。これからの監査役がどうなるのかということとは全く予想できないことであるとともに・・・何かしかし、実業人は会社以外には関係しないことだと思っているかもしれないですけど、そうとも言えないんじゃないですかねえ、監査役のような仕事になると。だけど、ほかに本職を持っておって・・・経団連のように弁護士を必ず監査役に一人は入れるといっていますが、その弁護士はほかの弁護士を引き受けないわけじゃないんですね。しかも東奔西走、出張ばかりしていられた日には、これは全くどうにもならんわけだとも言えるんで・・・弁護士の業務はやめて監査役になれということであって、それでも弁護士なのかどうか、これはわからないんですけどね。」(同速記録一八一—一九頁)

## —法律論叢—

「いや、日弁連は三人の中の一人を弁護士にしようというんだから・・・。」(同速記録一九頁)

この点につき、大住委員は、日弁連意見は監査の充実というより、弁護士の職域拡大という目的でなされたのではないかと付度した。

「弁護士は当然認めているんじゃないですか。取締役になるには弁護士会の許可が要るんですけどね、監査役については何もいってないようですから。」(同速記録一九頁)

「これは許可も何もいらないうですね。弁護士会とか・・・。」（同速記録一九頁）

「取締役になるには許可を求めていますから・・・だから日弁連としてはなるべく弁護士の職をふやしてやったほうがいいんですよ。」（同速記録一九頁）

#### （四） 親族の監査役資格

次に、鈴木小委員長は、親族の監査役資格の問題に言及し、尊属的な方向になっていくなら悪くないんじゃないかという感想を述べるとともに、公認会計士について欠格事由があるように、大会社の特例にしてもいいとの意見を付加した。

「資格の制限はそういう意味での兼職とかあるいは親族ではいかんといったって、息子を社長にしておやじが監査役になって監督するというふうなものをいかんということはないだろうと思うんですけどねえ。」（同速記録一九頁）

「おやじが社長でむすこが監査役とか、奥さんが監査役とかいうんじゃ大して役に立たないだろうというふうなことも考えられるし、しかし奥さんは一番こわいんだという人もいるからね、そりゃあ。

おそらくはねえ、何か不祥事が起こってしまつてからだとおやじさんでも手を打つことがおくれるかもしれないと思うんですけどね。しかし、予防的な効果としてはおやじなんていうものは相当強いんじゃないんですか。おやじがもし監査役になっていけば。そういうことをしちやいけなんだということを監督するという意味では、普通の人よりもっと・・・何といいますか、同僚的な監査役よりは、はるかに強いだろうと思うんですよ。だから親族でも卑属はいかんだというならわかるような気もするけどね、尊属的な方向、おじさんがなっていると、兄貴がなつて

いるんだつたら、私は悪くないんじゃないかという気がするんですけど・・・。」(同速記録二〇頁)

「まあ、違法ということに限つてもね、実際ははつきりと違法なのか不当なのかというところの線はそう簡単にひけるものじゃないんですね。」(同速記録二二頁)

「だからねえ、それがもし分けられないんならあきらめたほうがいいんじゃないかという感じがするわけです。」(同速記録二二頁)

「だからもしやるんだつたら、見ようによつては、ちようど公認会計士について欠格事由があるように、大会社の特例にしてもいいんですよね。小さな会社はそこまでやらなくなつていいじゃないか。会計監査人のほうには非常な欠格事由をたくさん書いとして、監査役のほうには何も書かなくていいのかという問題は、アンバランスになるということも考えられないわけですね。」(同速記録二二—二二頁)

「まあしかし、女房が監査役をしているような会社だつたら株を持つのも危険だし、取引をするのも危険だということになるんだといつていいのかもしれないけどね。」(同速記録二二頁)

しかし、田中委員は、親族法の終戦後の観念からいうと尊属と否とでそういうふうに分けるといふことに疑念を示し、また小会社への弊害等を指摘し、親族を監査役の欠格事由とすることに否定的意見を述べた。

「ただその点は、いまの人数の制限よりもこの日弁連の出している取締役の配偶者または四親等内の親族は監査役になることができないという・・・まあ四親等がいいかどうかわからないが、これは、この制限はかなりやつぱり監査役の独立性から見れば重要なあれじゃないですか。一応ここで議論してもいい、考慮に値する制限じゃないかと思

いますけれども・・・日本じゃ外国よりも特にこれが大きいあれになるんじゃないかな、監査役の独立意見を妨げる原因になるおそれが多いと思いますね。」（同速記録二〇頁）

「しかしいまの親族法の終戦後の観念からいうと尊属と否とでそういうふうに分けるということはどうでしょうかねえ。資格の除外についてね。」（同速記録二二頁）

「さあねえ、もつと対等な人としての発言をするという立場ですからどうも・・・だからそれを妨げるような親族関係は除外するということは一応わかるところですよ。日本の状態では。

ただこれが非常にある種の会社、ことに同族会社にはたいへん不便を与えるということは想像できるんで、そういう方面からの強い反対が予想されますね。」（同速記録二二頁）

「ただまあ、十一は会計監査人にしてほつて特例を認めていますからね、ここへ監査役自体についての特例をいろいろ盛り込むことははたしてどうかとも思いますけれど、まあそりゃあそういう考えもあるんでしようねえ。けれども小さい会社ではやはり弊害が起こる場合があるだろうから・・・。」（同速記録二二頁）

「どうもあれですね。いままでの日本の商法にもない制限だし、外国の法制にもどうもそういうことで監査役の資格を制限しているのはいんじゃないかと思うんですがねえ。あんまり独自なことをやるわけにはいかないかと思うんで・・・まあこの試案をもし相当に直されるなら、第二次試案というようなものを発表されてまた一般の意見を聞かれるということも予想されますねえ。ですからそういうことで意見を聞いてからということも考えられるけれども、一応いまのようないままでの立法例にないということを考えて、制限を設けることはどうもちょっとあれでしょうねえ。直ちにきめるということはやっぱり考えものだという気はやっぱりしますね。それはそういう弊害は防げる場合は大いにあると思うんですけれど・・・。」（同速記録二二―二三頁）

これら鈴木小委員長および田中委員の意見に対し大住委員は、それは監査役の権限の性質によるとの意見を表明した。

「だから監査役の権限の性質によるんじゃないですか。違法だけを取り締まるんならちよつと親族じゃぐあいが悪いですけどね、妥当かどうかということも監査役の権限にするんならば、直系尊属なんかなるほうがいいかもしれませんね。」（同速記録二〇—二二頁）

ここで、鈴木小委員長は、日弁連意見の取り纏めの主体を質した。

「日弁連は、これはだれが関係してやったんですかねえ。これは。」（同速記録二三頁）

この質問に対し、味村幹事から、司法制度委員会商法関係小委員会をつくって審議したと回答した。

「あそこには、司法制度委員会というのがございまして、その中に商法関係の小委員会をつくって審議されたように思います。」（同速記録二三頁）

この回答を得て、鈴木小委員長は、監査役の資格の問題はなお慎重に考えて相談するということで、審議を打ち切った。

「じゃこれはこの程度の御意見を伺ったところで、なお慎重に考えて御相談をすることにいたします。じゃその次、お願いします。」（同速記録二三頁）

## 二 監査役の任期

昭和二五年改正前商法二七三条は監査役の任期は最長二年としていたが、同年改正法より取締役の任期が三年から二年に短縮された（同改正法二五六条二項）ことに対応して、一年に短縮されていた（同改正法二七三条）のであるが、試案第三ではそれを三年に延長するとしたものである。この試案につき以下のように審議された。

### 試案第三 監査役の任期

監査役の任期は、就任後三年内の最終の決算期に関する定時総会の終結までとする。ただし、補欠の監査役の任期については、定款の定めをもって、退任した監査役の任期の満了すべき時までとすることができる。

（理由）現行法は、監査役の任期を一年以内としている（商法二七三条）が、監査役の地位を安定して、適正な監査が行なわれることを保障するため、監査役の任期をその就任後三年内の最終の決算期に関する定時総会の終結までとし、なお、補欠の監査役の任期については、定款の定めをもって、退任した監査役の任期が満了する時までとするこ  
ともできることとするものである。<sup>(3)</sup>

## (一) 問題提起

鈴木小委員長の指示により、味村幹事は、各界の意見の概要を説明した上、監査役の任期を二年にするか、取締役の任期を三年にするかが問題であると問題提起をした。

「その次は任期でございますが、任期につきましては前回も御説明申し上げましたように、二年にしろという意見の団体が非常に多いわけでございます。それから、取締役の任期と同じにしろ、という意見のところもございまして、これはまあ、考えようによっては監査役の任期を二年にするか、取締役の任期を三年にするか、まあ二つの方法があるわけでございますが、まあ大体そんなところがおもな意見になっております。

結局、監査役の任期を二年にするか、取締役の任期を三年にするか、そこらへんが問題かと思えます。」(同速記録 二二三頁)

## —法律論叢—

## (二) 審議

## 1 取締役の任期との関係

これを受けて、鈴木小委員長は、監査役の任期は取締役の任期より長くなくちゃいけないかと、両者の任期の調整を問い掛けた。

「監査役の任期は取締役の任期より長くなくちゃいけないですかねえ。」(同速記録 二二三頁)

これに対し、大住委員は、これには直接答えず、理由もなくただ二年にしろというのは意見として感心しないと、二年説を批判した。

「長くしたのは、独立性を保たしめるということで長くしたんですよ。それは反駁する理由がなければ、ただ二年にしろというだけで言いつばなしではちよつと意見としてはあまり感心しないですね。」（同速記録二四頁）

一方、鈴木小委員長は、取締役と監査役の任期を同じにしろという考え方には、取締役の謂われないジェラシーのようなものがあるのではないかと忖度した。

「どうもぼくは、一般に取締役と同じにしろといつてる考え方には、どうも取締役のジェラシーがあるような気がするんだな、一般には、もう一つは、この間計算したところでは、六年間に、三分の一以上の定足数を備えた総会というものを開かなければならない回数が一回違うんですね。監査役と取締役とがずれますとね。一回ふえるんですよ。一回程度ふえるんだつたらがまんしてくれということもいえるか、一回でもよけいになるのは困るというか。それから、何か取締役のほうが監査役よりも割の悪い商売だというふうに思われるんだつたら、それは何か、謂われなきジェラシーのような気がするんですよ。むしろそういうものにした方がいいからやつたんですからね」（同速記録二五頁）。

## 2 任期満了と自薦

次に、鈴木小委員長は、任期満了後における自薦の可否の問題を、消極的姿勢を示しつつも、提起した。

「任期満了のあとで監査役を選任するときに監査役に異議権みたいなものを与えていますね。それとの何かかね合  
いのような感じもするんですけどねえ、三年にしておいて、なお、おれをしるなんてことを言えるのもちよつとおか  
しいような気もするし、二年にしたらもう少しそのところで口をきかしてもいいような気もするし・・・何かそこ  
のところか・・・。」(同速記録二四頁)

「(自薦することは)かまわないけどねえ、しかしその問題がちよつと何か関係があるような気がする・・・つまり  
監査役が自薦にすることとはねえ、取締役だつて自薦にしたつていいじゃないかということになりそうな気がす  
るんでねえ・・・。」(同速記録二四頁)

「いやいや、自薦をしてもいいけれども、その自薦したものをね。たとえば、会社は招集状に書いてみんなに通知  
しなきゃならんといったようなことは、自薦以上のものですよ。だからもし、自分でもつてなりたいたいというのなら、  
実力をもつて奪いとつたらいというだけのことならわかるんですよ。それ以上の措置を講じているということには、  
若干の疑問が・・・。」(同速記録二四—二五頁)

これに対し、大住委員は、自薦を認めつつも、自薦の可否の問題とは違うのではないかとの意見を述べた。

「あれは、おれは監査役になりたいといつて自薦にするのはかまわないんじゃないんですか。」(同速記録二四頁)

「そうなんでしょう。株主総会の性質がそうなんでしょう。取締役会で推薦したものでなければ・・・。」(同速記  
録二四頁)

「その点（株主総会の招集通知への記載等手続き上の問題―筆者）が問題になるのであって、任期の問題とは違ふんじゃないでしょうかねえ。」（同速記録二五頁）

### 3 監査役の任期の実状

そこで、鈴木小委員長は、監査役の任期につき意見求めるとともに、その任期の実状を質した。

「それから三年という期間は非常に長い期間だと思いますか、それともそう・・・監査役の普通の任期というのはいまほどのくらいやっているんだらうか。何回繰り返して・・・。」（同速記録二五頁）

これに対し、味村幹事、田辺幹事、大住委員は、監査役の任期は、三年が平均だと答えた。

味村幹事「三年が平均でございました。三年以上というのが相当・・・。」（同速記録二五頁）

田辺幹事「六割くらい・・・上場しておる会社の・・・。」（同速記録二五頁）

鈴木小委員長「ちょうど二回というのものもあるのね。」（同速記録二六頁）

味村幹事「ございます。ございますけれども三年以上というのが半数以上でございます。」（同速記録二六頁）

田辺幹事「上場会社の六二％、非上場の六三％、三年以上在職というのが・・・。」（同速記録二六頁）

鈴木小委員長「六二％ね。そうすると三八％は三年未満といいやつもあるわけね。」（同速記録二六頁）

大住委員「一年でやめちゃうというのはほとんどないじゃないですか。死んだかどうかしたら別問題としてね、

本来だったら一回限りというのは少ないんじゃないかと思えますね。」(同速記録二六頁)

#### 4 各委員の意見

この実状説明を受けて、鈴木小委員長は、改めて各委員に、任期についての意見を求めた。まず、田中委員に意見を求めた。

「これは少ないでしょうね。だから二年にすることは最小限度いいと思うんですよね。これはもう問題ないことですよ。それを反対している意見は一つもないんですよね。」

田中委員はどうか、三年説ですか。(同速記録二六頁)

#### (一) 取締役の任期との差別化(三年)説

これに対し、田中委員は、監査役は監査の独立性という立案趣旨からいって取締役の任期より長い三年が相当であるとの意見を述べた、

「私はやっぱり、原案で監査役の独立性ということ強く出す本来の立案趣旨からいって、これだけの任期の違いがあるほうがいいんじゃないかというふうに思いますね。取締役はやはり仕事の性質上相当新しい技術や経済界の進歩についていく必要もあるんでね。二年に一ぺんくらい選任しかえるほうがいいということもあるんで、三年じゃ長過ぎる。いろいろと長きに伴う弊害も出てくるおそれもあるんで・・・監査役のほうはそれとは事情が違うから、三

年と二年という違いを最初に立案したときに考えましたことは相当理由があつてやつておることだから、これはやはりこれでおされたらどうかと思うんですけどね。」（同速記録二六—二七頁）

(二) 取締役の任期との一致（二年）説

つぎに、鈴木小委員長は、大森委員に意見を求めた。

「大森委員も大体そうですね。」（同速記録二七頁）

これに対し、大森委員は、監査役の任期を二年とするか三年とするかには拘らないが、いずれにせよ両者の任期を一致させるべきである、という意見を述べた。

「三年というのが試案で入ってきたときの事情、もちろん現行法よりは長くすることなだけども、二年か三年かということは程度問題の差で、特に二年じゃ短か過ぎる、三年にしなきゃいかんというほどはつきりした考え方でできたのか、ちょっとそこをはつきり私は覚えていないんですけど・・・それから取締役の任期との関係ですけど、御承知のように従前は取締役のほうが長くて監査役が短かつたんですが、それを逆にひっくり返すような形になる・・・何かそこには・・・なるほど監査役の地位の独立性ということは言われるわけですけども、若干そこに説明が要するという感じがします。」

そこで、取締役の任期の問題は、改正試案では取締役の問題に触れなかつたものですから、現在のまま二年という

ことになってゐるわけですけれども、私の感じとしては、もし監査役のほうを延ばすのならば、どうせ取締役のほうも何かの形で調整を取るような意味で延ばされるんじゃないか、という気分はしていただんですけれども、いままでの話ですと監査役は三年、取締役は二年でいいんだというふうなお話しになっておりますので、若干そこに・・・もしこれを三年にするのなら取締役のほうも三年とか、あるいは両方とも二年とか、何か調整をしたほうがいいんじゃないかという感じがしております。」（同速記録二七—二八頁）

しかし、取締役の任期との関係は試案に出ていない問題なので、鈴木小委員長は、改めて大森委員に取締役の任期の伸長（監査役と同じく三年とすること）につき、意見を求めた。

「取締役の任期をどうするかということは、きまつていなかったといえはきまつていなかったといえるし、試案には出ていない問題であることはたしかなんです。だけれども、何となしに二年三年というつもりでいるんじゃないかというムードはあるような気はする。そのムードを感得して、彼らは二年三年というふうに思ったんでしょね。取締役の任期を延ばすことは、これには反対ですか。

こういう数で切るやつについてはねえ、全く自信はないですよ。きめ手というのはないんだ。」（同速記録二八頁）

この鈴木小委員長の質問を受けて、大森委員は、信任投票の機会を与えるという趣旨から二年とする考え方も十分成り立つと、この考え方に理解を示した。

「一つの考え方というのは、いま田中委員がおっしゃったように、やはり取締役はあまり長い間同じポストにつけておくのはいかんから、何回でも信任投票の機会を与えようという考え方はありますよねえ。そういう意味からいつて二年にするか、必ずしも長くしなくていい、あるいは長くしちゃうおかしいという議論は、これで十分成り立つと思いませんですけどねえ。」（同速記録二八頁）

また、田中委員も、取締役の任期は二年とする考え方がいいとした。ただし、田中委員は、大森委員と異なり、取締役の任期より監査役の任期を長くするとの留保を付加した。

「二十五年の改正法制定のときを思い出しますが、要するにアメリカでは一年ごとに信任投票をしている。アメリカでは取締役および取締役に大きな権限が集中するんだから一年ごとに株主総会の信任投票をするのがいいんだという議論がだいぶあったんですけども、それは急激に過ぎるから、まあ最長限にして二年にしようというようなことで、やっと二年を認める。で、監査役はそのあおりを食っちって、アメリカ風に一年、と。まあアメリカには監査役はないんですけども、まあ一年ということにしたわけですが、そのいきさつから見ても取締役の任期を三年にすることは、取締役及び取締役に権限が集中していることを考えますと、非常に考えものじゃないか。やはりこれは二年がいいことじゃないかという気がするんですけどねえ。」

まあ私はいまの監査役の任期については大森委員とやや意見を異にして、これはその差がついていいんじゃないかというふうに思うんです。本来、味村幹事が立案された、当時当局が立案されたときの考えは、かなりそういう差別をつけて、任期の差別によっても監査役の独立性をはっきりあらわすという本来の趣旨があったと思うんですけどねえ。」

(同速記録二八一—二九頁)

### (三) 今後の対応

ここまでの審議を受けて、鈴木小委員長は、決めるのは部会なので、一応は試案の線を出し、問題点として部会へ出して考えて貰うということにしてはどうかと、この問題の今後の取扱い方針につき意見を求めた。

「一番の根本問題は小委員会と部会との関係なんですけれども、ここでどうしようということを決めることはできないので、きめるのは、もつと大ぜいの部会でどうするかということになるわけですから、やはり言いかえれば、小委員会でもって、これはもう問題にならないというふうなものは問題から落としますけれども、そうでないものはやっぱり向こうへ出すほかないんじゃないのかなあ。

それは、小委員会というものはそんなことではやったって意味ないんじゃないかと言われるかもしれませんが、それも、それはもつとあわれなのは幹事会なのでね。幹事会に至っては何にもきめることは一つもしていないんで、こうかしら、ああかしらということで、ここで問題にしていただいたいのをそこで若干しほりをかけている、と。ここでまたもう一つのしほりをかけるというのが小委員会のような感じもするんでね。

そりゃ、昭和二十五年の改正のときに一年説ということはずいぶん強力に言われたことは確かなんですけれども、まあこれは信任と考えれば、続くことの前提でただ信任だけだという考え方でいいくわけでしょうけれども、一年しか在任しないと、非常に目先の政策をとるおそれがあるんで、やはりほんとうに会社をよくしていくという考え方がすれば、あるいはこの間に多少配当が落ちてても、次の期には上げるといふふうな対策をとれないわけでもないから、長

期的な会社の運命というものを考えると必ずしも一年説がいいかどうかとかわからんといったような議論を私はした記憶があるんですけどね。それで、いわば大野伴睦流の形で三と一との中間をとったようなことで妥協が行われたんじゃないかと思うんですけど……。

さっきのね、監査役は普通何期やっているだろうかといつて議論すると取締役も二期やっているのが普通だとか何とかいった議論が出てくるんじゃないかなあ。だからあんまり現実の上に立脚して監査役の議論をすると、おそらく取締役も六〇%くらいは二期やっていると思うんです。二期以上は。

だから、何年ごとに信任を得たほうがいいんだということで、一つの取締役のほうは大体二年で慣行が定着しているんじゃないですかねえ。やり方というものも定着しているから、それに監査役を合わせるかどうかという問題として考えて、取締役を三年にするというのはこの際考えないでいつて、監査役を強化するという考え方からすれば三年になるし、そこまでやる必要がないといえは二年になるだろうというので、一応は試案の線を出しまして、問題点としてそこへもう一つ出して考えていただくということにいたしましょうか。

どうでしょうか。」（同速記録二八―三二頁）

これに対し、田中委員は、試案の「三年内」ということにつき、日弁連は任期を三年より短くできるように誤解しているが、このような誤解を避けるためにも表現に正確を期すよう要望した。

「それからもう一つ、ちょっと一般にこの試案を読む誤解があるようですからね、日弁連のような法律家のそろっているところで、今度のあれは、三年内というような任期というふうに考えているようで、『三年内は二年内とする』

というふうに言っていますけど、今度は三年より縮めることはできないわけですね、このまま。」(同速記録三二頁)

「それを日弁連が誤解しているようですね。それでいまの二五六条の『取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ず』という言い方と違うわけですね。そこはひとつ・・・まあこの試案ははっきり書いてあるつもりでみられると思うし、われわれは誤解しませんけれど・・・。」(同速記録三二—三三頁)

「三年内の最終というのが・・・。」(同速記録三二頁)

「いまの二五六条第一項とまぎらわしくとる人があり得ると思うんですね。ですから・・・。」(同速記録三三頁)

「試案自体はいいんですがね、ただそういうふうに誤解しているんじゃないか・・・三年内・・・ああそうか、それは二年内というふうに変更するかどうか、それじゃ日弁連は誤解しているわけじゃないわけですが、任期というこの意味がだいたい違うんで、現行法では取締役も一年でもいいわけでしょう。一年半だつてかまわないわけでしょう。ですから、法律論としては一年の任期の取締役もあり得るわけでしょうなあ。だからそういう法律論との違いもあるわけですね。」(同速記録三二—三三頁)

これに対し、鈴木小委員長は、「三年内」と書いていないとして、三年を短縮することはできないとした。

「そうです。」(同速記録三一頁)

「三年内と書いてございませんでしょ。そもそも・・・。」(同速記録三二頁)

この説明に対しては、味村幹事から、試案では「三年内」と書いてあると指摘された。

『三年内の最終の決算期』と、こう書いてありますので、そのところを……。』（同速記録三二頁）

しかし、鈴木小委員長は、それならそれでいいのではないか、それに日弁連は試案の三年内というのを二年内に直せと言っているのであり、別に誤解していいのではないかと、反論した。

「ああそうですか、そんならそれでいいんじゃないですか。」（同速記録三二頁）

「そう読めるのだったらそれで、二年内にすりゃあそうなるんだから……。』（同速記録三二頁）

「第三の試案の三年内というのを二年内に直せというんだから、別に誤解していいのかもしれない。」（同速記録三二頁）

いずれにせよ、この問題の今後の取扱いについては、他に委員から格別の意見はなく、鈴木小委員長の提示した方針が了承された。

### 三 監査役の選任

監査役の選任については、できるだけ監査役の意見を反映させるということと、少数株主の意見を反映させるという二つの方向から、試案では候補者指定権の付与など様々の考え方を示し、各界の意見を聴取した。

## 試案第四 監査役の選任

- 一 監査役の選任のための株主総会の招集通知には、監査役の候補者の氏名住所をも記載しなければならない。
  - 二 監査役は、取締役会において決定した監査役の候補者に異議があるときは、その決定後一週間内に候補者を指定してその旨及びその理由を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の招集通知には、その候補者及び理由をも記載しなければならない。
  - 三 監査役は、株主総会において、監査役の選任の議案について意見を述べることができる。
  - 四 監査役の選任決議については、株主総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、定款の定めによつても、発行済株式の総数の三分の一未満に下すことができない。
- (理由) 監査役の職務の重要性にかんがみ、その選任手続を適正にするため、次のように定めるものである。
- 一 現行法は、株主総会の招集通知に会議の目的である事項を記載しなければならないものとしている(商法第二三二条第二項)が、監査役の候補者の氏名住所を記載することは要求していない。しかし、株主総会で監査役を選任するには、株主があらかじめ、その候補者を知ることが望ましいから、株主総会の招集通知に、監査役の候補者の氏名住所をも記載しなければならないこととするものである。
  - 二 監査役の候補者は、取締役会で決定されるが、その候補者について監査役に異議があるときは、監査役の指定する候補者も選任される機会が与えられるようにするため、監査役は、右決定後一週間内に、自己又は第三者を候補者に指定して、その旨及びその指定の理由を書面で会社に通知することができるものとし、会社は、右の通知を受けたときは、その通知にかかる取締役及びその指定の理由を招集通知に記載しなければならないこととするものである。
  - 三 株主総会における監査役選任決議に監査役の意見を反映させるため、監査役は、前項のほか株主総会において、監

査役選任の議案について意見を述べることができることとするものである。

四 現行法は、取締役の選任決議の定足数については特別の規定を設けている（商法第二五六条ノ二）が、監査役については、特別の規定を設けていない。しかし、監査役の地位の重要性にかんがみ、その選任決議についても、株主総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、取締役の場合と同様、定款の定めによっても、発行済株式総数の三分の一未満に下することができないこととするものである。<sup>(4)</sup>

#### (一) 問題提起

鈴木小委員長は、次にこの選任の問題を審議の対象とした。

「それじゃその次の選任にいきましょう。」（同速記録三三頁）

そこで、まず、立案者である味村幹事が、試案に対する各界意見の概要を紹介し、審議の参考に供した。

「監査役の選任につきましては、この前申し上げましたように監査役が取締役会の決定した候補者に対して異議がありますときには、自分で候補者を指定するという制度（試案第四の二―筆者）で試案をつくったわけでございますけれども、これに対しては削除論というのが十四ばかりの団体からございます。東京商工会議所、経済団体連合会からは、やはりこういう指定権は削除して、候補者決定の際に監査役の意見を徴するにとどめろという意見でございます。なお、造船工業会からは—これはお手元にございませぬけれども—一定率以上の株主の同意があることを条件とし

て指定権を与える—指定するについては一定率以上の株主の同意があることを条件にしろ—という意見がございます。なお、実効性が薄いんじゃないかというふうなことが広島商工会議所、一部の裁判所から出ております。

日弁連はこれについては賛成でございます。

それから、選任について総会で意見を陳述する権利（試案第四の三—筆者）を監査役に認めています。これも削除しろという意見が三つの団体から出ております。

なお、累積投票制度を設けろとか、取締役の選任についても同様の改正をしろ、という意見が出ておりますが、取締役の選任につきまして同様の改正をするかどうか、これはあとの問題でございます。累積投票制度については、監査役は複数制をとることはむずかしいということが、大体部会で一番最初にきまっておりますので、累積投票制度を設けることはちよつとむずかしいんじゃないかというように思いますけれども、それでも複数の場合には累積投票にしろということもあるいは考えられるかと思ひます。

それから、こまかい問題でございますが監査役候補者の氏名、住所を株主総会の招集通知に記載（試案第四の一—筆者）しろという規定が試案にございますけれども、そういうのは試案から除いて委任状勧誘規則にまかせろというのが中部経済連合会から出ております。

まあ主な問題は候補者指定権を削るかどうかということでございますが、これは先ほど小委員長もご指摘になりましたように、任期ともある程度は関係するんじゃないかと思っております。（同速記録三三—三四頁）

## （二）株主総会招集通知への記載

まず最初に、監査役候補者の氏名住所の株主総会招集通知への記載の要否の問題（試案第四の一）が取り上げられた。

## 1 記載の要否

監査役候補者の氏名住所の株主総会招集通知への記載の要否につき、大住委員は、取締役会で決めた場合にそれを書くというようにすることが合理的ではないかとの意見を述べた。

「法律論としてはおかしいんじゃないですかねえ。招集通知に必ず候補者を記載しなきゃいけないのは。候補者をきめた場合には記載しなきゃいけない程度で、きめなくたっていいんですからねえ。これによると、必ず候補者を取締役会できめなきゃならんというふうに読めるんですがねえ。きめなくたって、株主総会にまかしたってかまわないわけなんですから。これだと何か取締役会の義務を定めたようになっちゃっておかしいんで、むしろきめた場合にそれを書く、そうすれば監査役も選任できるんだということになると、パラレルになってかえって合理的になるんじゃないんでしょうか。取締役会がきめた場合には候補者の氏名を記載しなきゃならん。そういう場合には監査役も自分で候補者をきめることができるし、それに対して意見を述べることもできるということになって、パラレルになるからかえって合理的になるんじゃないかと私は思うんですが・・・。」（同速記録三四—三五頁）

この意見に対し、鈴木小委員長は、たとえば取締役会では候補者を決めず、社長一任の形をとり、社長が招集通知までに候補者を決めなかった場合には、株主総会の招集通知に候補者の氏名住所等を記載する必要はないということになるのかと質した。

「だからこのところは非常にむずかしいところですね。いまのようにおっしゃった場合にはおそらく取締役会で、

たとえば候補者については、何も、事實は話し合いをしてもきめないという形をとって、ただ社長に一任するといふような形をとり、社長はそれを別に通知までにきめたわけじゃないんだというときと書く必要はないということになりますがねえ。」(同速記録三五頁)

## 2 委任状勧誘と監査役候補者についての記載

これに対し、大住委員は、取締役会で決めないで委任状勧誘をするときは、そこで書かなきゃいけないということになるのであり、何処にも記載しなくてもよいということになるわけではないと弁明した。

「しかし今度は委任状のほうでひっつかかってくるんじゃないですか。」(同速記録三五頁)

「そうすれば、たとえば取締役会できめないで委任状を出すならば、そこで書かなきゃいけないということですね。監査役の見解を……。」(同速記録三六頁)

## 3 会社が監査役候補者を決めた場合と監査役候補者についての記載

しかし、鈴木小委員長は、試案は、委任状を勧誘しようが勧誘しまいが、会社が候補者を決めればそれを書けという意味なのではないかと反論した。

「だから、委任状のほうの問題とひっかかるから、たとえば……。」(同速記録三五頁)

「この考え方は、委任状のほうからこっちへ持ってこようという考え方なんです、言いかえれば、委任状を勧

誘しようが勧誘しまいが、会社が候補者をきめればそれを書けという意味なんじゃないですかねえ。そうすれば今度は委任状のほうは書かなくてもよろしい、と。」（同速記録三六頁）

ここでまた、大住委員は、監査役選任のための株主総会の招集通知には必ず監査役候補者の住所氏名等を記載しなければならぬとするように読めると、試案の文言に拘った。

「これだと必ず書かなければいけないように読めるんですがねえ。」（同速記録三六頁）

#### 4 監査役候補者決定義務

これに対し、鈴木小委員長は、試案は、監査役候補者の決定を取締役に義務付けるつもりなのかと、試案立案者の意見を求めた。

「いやいや、読めるといえるのは、これはあとで法文を書くときに、どういうふうにするかということとは考えなきゃならないんですけど、アイデアとしてはどうなのか、必ず候補者をきめろ、というのか、会社としては候補者を取締役会で決定しなければならぬというつもりなのか、きめた場合にはというつもりなのか、どっちなのか・・・。」（同速記録三六頁）

試案立案者の味村幹事は、試案は、監査役候補者は取締役会で決めているのが普通なのでそれを前提にして書いた

もので、取締役会に監査役候補者の決定を義務付けることにまでしようとは考えてはいなかったと、その趣旨を説明した。

「普通の場合はきめておりますので、それを前提にして書いただけでございまして、そこまでは、．．．現在きめなきゃならんという義務がないとすれば、そういう義務がない状態を、義務のある状態にしようということまでは考えていなかったのですが。」（同速記録三六頁）

### 5 監査役候補者の推薦権

この意見を受けて、大住委員は、監査役候補者を取締役会で決めるのであれば、監査役にも推薦権を認めようかと、推薦権限の問題を持ち出した。

「そうすれば、取締役会がきめるんならば、監査役も推薦するということは、並んでそういう権限を認めてもいいと思うんですが．．．。」（同速記録三六一―三七頁）

### 6 委任状勧誘と監査役候補者の決定

しかし、鈴木小委員長は、監査役の選任について委任状の勧誘をすることが法律上の建前となっていないのだから、監査役の方では総会招集前に誰が候補者であるかを決めているとは限らないのではないかと反論した。

「ちょっと待ってくださいよ。そのあれとしては・・・おそらく今の状態においては監査役については別に議決権の勧誘はしていないわけですよね。」（同速記録三七頁）

「いや、やらないとは思っておりませんが、法律上はそのたてまえではありませんよね。だからそうすると監査役のほうは必ずしも総会招集以前に誰が候補者であるかということを決めているとは限らないんじゃないかなあ。」（同速記録三七頁）

これに対し、大住委員は、監査役選任についてもこの頃は委任状の勧誘をやっているとの実状を明らかにした。

「いや、このごろだいぶやっておりますねえ。」（同速記録三七頁）

「今度は三分の一という定足数が出てくるとやはりあるいは委任状をとるようになるんじゃないですかなあ。」

だから現状では、取締役の場合には必ず委任状を出しても、三分の一の出席が要るんだから、どうぞ委任状をお願いしますといって、追っかけて依頼状がきますよね。だから監査役のほうも三分の一というコーラムがつくとそういうようなことになるから、結局委任の勧誘をするんじゃないですかねえ。」（同速記録三七頁）

鈴木小委員長は、委任状の勧誘というのは総会二週間前にしなければならないわけではないのであり、したがって、総会招集通知を出すときまでに候補者を決める必要はないとする一方、監査役候補者を取締役会で決めることが妥当なのかと疑問を提起した。

「委任状の勧誘というのは別に二週間前にしなきゃならんことはないね。」(同速記録三七頁)

「だから、総会招集通知を出すときまでに候補者をきめる必要はないんで、間に合えばいいということだなあ。多少違った配慮ではあるわけですねえ。」

しかし監査役候補者を取締役会できめることのほうが妥当なのかどうかそれもわからない。

株主の意思に従って、議長に候補者を出してくださいということを総会の席上で言われれば出してもいいのかもしれないけれども、はじめから取締役会で誰にするかということをきめる性格のものなのかどうか。よくわからない。」(同速記録三八頁)

## 7 株主総会の招集通知と取締役会における監査役候補者の決定

他方、味村幹事は、株主総会を招集して監査役選任決議をする以上取締役のほうで監査役候補者を用意しておくというのが当然で、これを用意しないのは、取締役会の忠実義務違反になるとする。

「そうです。これは別に・・・。」(同速記録三七頁)

「取締役としてはどんなものでしょうか。監査役選任の議案をやりますといって、何も候補者を用意しないでおい総会の招集を決議するというのは取締役会の忠実義務に沿うゆえんでしょうか。」

やはり、株主総会を招集して監査役の選任をすることを決議する以上は、自分のほうで候補者がある程度用意しておくというのが当然のようにも思うんですが・・・。」(同速記録三八頁)

これに対し、大住委員は、自薦がされた場合には、取締役会が用意した候補者だけでなく、自薦された候補者の両方に付き記載しなければならないのではないかと反論した。

「実際問題としては用意しているでしょうね。用意しているけれども、技術問題としては自薦のあれがあります。だからそういう場合には両方書かなきゃいけないんじゃないですかね。」（同速記録三八頁）

しかし、味村幹事は、株主のほうになって誰かを推薦することが可能であるとしても、その場合であつても、取締役がノータッチということは忠実義務から考えておかしいとの意見を繰り返した。

「ですから、株主のほうになってまた誰それを推薦する、候補者にするということは当然可能だと思ふんです。全然取締役は候補者も推薦しないでノータッチということができませんでしょうか。忠実義務というようなことから考えても、何か少し・・・。」（同速記録三八―三九頁）

鈴木小委員長も、監査役候補者の決定に取締役会が全く関与していないとは考えられないとする味村幹事の意見に同意する。

「いや、それはそうかもしれない。だから株主から聞かれればこれが候補者です。ということ（笑声）・・・。」（同速記録三九頁）

しかし、他方で、鈴木小委員長は、監査役候補者を取締役会が決定するという試案の考え方に疑念を示した。

「いまのところ、つまり定足数を要しないがために委任状を勧誘しないという場合からすれば、誰も知らないわけですよね。誰が候補者になるのかということとは株主は知らない。それで総会の席上で監査役を選任したいというと、誰かサクラが立って、議長に、候補者を指名してくれないかということ言って、初めてそこでこういう人が出るわけなんです。それはおせん立として事実上そうする必要はあるけれども、それをされているのは取締役会の議を経た議長に言えといっている意味じゃないんでね。議長なる人に指名してくれんかといっているだけのことじゃないかなあ。だから取締役会で相談して来たって来なくて法律上はかまわないんだということになるんだらうという気がする・・・。

逆にいえば、監査役にこの次になる人を最終的に取締役会がきめられるような形になることを予定しているほうがかえって悪いのかもしれない。

これは、あるいは委任状勧誘規則の問題かなあ。むずかしいですねえ。」(同速記録三九—四〇頁)

この鈴木小委員長の意見によれば、監査役候補者を招集通知までに決定しなければならぬということはないことになるが、味村幹事も、これに同意する。

「確かに招集通知までにきめなきゃならぬということはないことはいえるかもしれないですね。」(同速記録三九頁)

## 8 商法と証券取引法

また、鈴木小委員長かこれは委任状勧誘規則の問題かもしれないとすることに對し、大住委員は、これは委任状の勧誘が行われる大会社の特例ではなく、ほかの会社の場合にもこの試案の規定が適用されるのではないかとする。

「しかしこれは大会社の特例じゃないんですから、ほかの場合もそうなんですからね。委任状は上場会社だけでしょう。規定が適用になるのは・・・。」（同速記録四〇頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、証券取引法の規定を商法の中に持つてきちゃったほうがいいのではないかと述べた。

「だからそれは商法の中に取り入れて全部にしてみましたもいいのかもしれませんがね。」（同速記録四〇頁）

「そうだとすれば、総会招集のときにはまだ候補者をきめていない、と。最後まで・・・しかし・・・。」（同速記録四〇頁）

「どうもしかし、委任状の勧誘をするという問題になってくると、どうも・・・ぼくは何も上場会社に限る必要というものがないような気もするんですがね。だから、証取法の規定を商法の中に持つてきちゃったほうが筋なんじゃないかという気がするがなあ。」（四〇—四一頁）

そこで、大住委員は、商法としては、候補者をきめた場合には云々と書いておけばそれで万事解決するのではないかとする。

「だから商法としては、別に、候補者をきめた場合には云々と書いておけばそれで万事解決するんじゃないですかねえ。

味村幹事のように、推薦するのは義務だということになるとこれはまた別問題ですけど・・・。」(同速記録四〇頁)  
「候補者をきめた場合には株主に通知しなければならぬ、といったら、招集通知でなくてもいいんでしょう。あとでもかまわないでしょう。」(同速記録四〇頁)

そして、大住委員は、商法と証券取引法の規定を一緒にしてしまえばよいとする。

「そういう意味なら、商法と証券取引法を一緒にしちゃえば一番いいですよ。」(同速記録四一頁)

しかし、田中委員は、証券取引法の規定を商法の方を持つてくることには、大蔵省の同意が得られるかと懸念した。

「これはしかし大蔵省の意見も伺わないと、あの規定を商法へ持つてくることについて承知してもらえないかどうかねえ。

私も小委員長と同じような考えで、そこまで全部こっちへ取り入れてやれば、取締役と監査役に通じて同じようにやるのがいいんだらうと思えますけどねえ。そういうことができれば。」(同速記録四一頁)

また、鈴木小委員長も、一緒にするといつても、証券取引法の規定を全部商法の中に持つてくることはできないと

指摘した。

「そりゃあその・・・一緒にするといつて一体どこまで一緒にするか・・・全部ということはまさか・・・証券会社の規定まで一緒にするわけにはいかんでしょう。」（同速記録四一頁）

「だから、それとまさか有価証券報告書・・・いや、発行の届け出ですね、それみたいなものをまさか報告書へ持つてこられたつてこまるんですからねえ。

それは全部をなくすとは言わないけれども、つまり特別法から進展していくという商法の発展があるんだというなら、あの部分だけならばそんなような気がするけれども・・・ただこちょこちょしていますからね、商法の中に入れるには・・・。」（同速記録四一頁）

大住委員も、証券会社の運用経理に関する規定まで商法に持つてくることはできないことは認める。

「会社の運用経理に関する点は・・・。」（同速記録四一頁）

味村幹事も、鈴木小委員長の意見に同意する。

「そうですね。だいぶこまかい規定になっていますから・・・。」（同速記録四二頁）

そこで、鈴木小委員長は、商法と証券取引法の両方でダブる形の立法は考えられないかと問い掛けた。

「だから両方でダブる形の規定というものは考えられないかなあ。商法はあっさりしたようなもので……。」（同速記録四二頁）

しかし、田辺委員は、指定権を置くなら商法で用意しないとしないとする。

「指定権を置くなら商法で用意しないと、監査役は自己の費用で……。」（同速記録四二頁）

鈴木小委員長は、その費用は株主の費用でやることになるのではないかとするとともに、ここで食事休憩を宣した。

「監査役は自己の費用では集められないんだなあ、株主としてなんだからねえ。」

それじゃ、ちょっと休んで、食事にしましょう。」（同速記録四二頁）

ここで、午前の審議は終了した。

## 9 株主総会招集通知への記載に関する試案の解釈

午後の審理の開始に当たり、鈴木小委員長は、監査役候補者の氏名、住所を記載するというのは、監査役候補者を取締役会で決定したときはその氏名、住所をも記載しなければならないという意味だということふうにかえるのか、ある

いは、必ず取締役会では監査役の候補者をきめて氏名、住所を記載しなければいけないのだ、ということのいずれが妥当なのかと、試案の解釈につき、問題提起をした。

「先へいきましよう。

さっきの問題ですがね、候補者の氏名、住所を記載するというのは、監査役の候補者を取締役会において決定したときはその氏名、住所をも記載しなければならぬという意味だということふうを考えるのか、あるいは、必ず取締役会では監査役の候補者をきめて氏名、住所を記載しなきゃいけなんだ、ということのいずれのほうが妥当なのかということですね。

この考え方はしかし、必ずきめるというつもりじゃないのかね。」（同速記録四二頁）

これに対し、大住委員は、試案の文字の通りだと、監査役候補者は必ず取締役会で決めなければならないと読めると、先の主張を繰り返した。

「日弁連の意見を見ると候補者を決定する場合には、というふうになっているから・・・この試案の文字のとおりだと必ずきめなきゃいけないというふうに読むのが常識じゃないですかなあ。」（同速記録四二頁）

鈴木小委員長も、試案はその積もりではないかとし、取締役会で監査役候補者を決めないで総会招集通知を出したときは、総会決議の取消原因とする。

「そのつもりじゃないんですか、これは、総会の招集通知にそれを書けというんだから、それは必ず候補者をその前にきめなさいということ・・・。」(同速記録四三頁)

「監査役選任の決議についてはね、ええ、取消原因になります。」(同速記録四三頁)

「一番困るのは出しちゃってから総会の日までに候補者が死んでしまったとか、けんかしていやだとかいったときに困っちゃうんだなあ。あとがまを選ぶわけにはいかない・・・。」(同速記録四三頁)

しかし、大住委員は、株主総会決議の取消原因となるとすることには反対で、株主総会の場で決めてもいいとする。

「きめないで出すとそれは取消原因になるんですか。」(同速記録四三頁)

「そこまで持っていくのはどうかと思うですがねえ。その場できめてもいいんじゃないですか。推薦しなかったら・・・。」(同速記録四三頁)

「そうじゃないんです。私の聞くのはね、候補者を書かずに総会招集通知状を出して・・・その場合には決議取消の原因になるというようなことはちよつと困るんじゃないかと思うんですよ。」(同速記録四三頁)

鈴木小委員長の取消原因説に対しては、田中委員も、監査役候補者を決めておいても、株主総会決議でそれ以外の人を多数決で選べば、それは有効ではないかと反論した。

「しかし総会の決議でそれ以外の人をかりに多数で選べばその選挙決議は有効なんじゃないですかなあ。候補者を

きめといても。」（同速記録四三頁）

そして、田中委員は、証券取引法の政令の規定を全部もつてくることがいま実現困難とすれば、日弁連案のように取締役会において監査役の候補者を決定する場合にはあらかじめ・・・というふうな形にしたいほうがいいとの意見を述べた。

「だから、やっぱりやるとすれば日弁連の案のように取締役会において監査役の候補者を決定する場合にはあらかじめ・・・というふうな形にしたいほうがいいかもしれない。さっきのように証券取引法の政令の規定を全部もつてくるなら、これはまたそれでいいと思うんですがねえ、それがいま実現困難とすれば、日弁連のような案を考へてもいいんじゃないですか。小さい会社なんかだったら株主総会で直接監査役の名前を出して選ぶということも考へられますし、それからその候補者以外の人をそこで選挙し決議する場合もあり得るんじゃないですかねえ。」（同速記録四三—四四頁）

「決定する場合には・・・。」（同速記録四四頁）

「だからいまの大じかけの改正をしない限りは一応そういうことでやむを得ないんじゃないでしょうか。」（同速記録四四頁）

これに対し、鈴木小委員長は、取締役会において監査役の候補者を決定したときは当該監査役選任のための株主総会の招集通知には、その候補者の氏名及び住所を記載しなければならないということになるとする。

「取締役会において監査役の候補者を決定したときは・・・。」(同速記録四四頁)

「決定した場合には書け、でしょう。」

その監査役選任のための株主総会の招集通知に、その候補者の氏名及び住所を記載しなければならない、と。そういうことになるんでしよう。」(同速記録四四頁)

### (三) 監査役の異議権

次に監査役の後任候補者の決定についての異議権・推薦権の問題が取り上げられた(試案第四の二)。

#### 1 異議権の淵源

鈴木小委員長は、そうした場合には、監査役に異議権があるという意味になるが、このような立法の淵源を試案作成者に尋ねた。

「だからそれでもよいとすれば、取締役会において監査役の候補者を決定した場合に監査役がこれに対し異議があるときは、という形の・・・意味になるね。これはどこだっけ。この立法は。オリジンは。」(同速記録四四頁)

また、大森委員も同趣旨の質問をした。

「幹事の方にお伺いしたいんですが、これは非常に変わった立法だし、いろんな意見書では、必ずしも賛成せんという意見が多いようなんですが、たしかどこかの立法を持ってこられたような感じがしてなんですが、どこだったん

ですかねえ。頭の中で考え出すという問題じゃないと思いますので・・・。」（同速記録四五頁）

これに対し、田中委員、味村幹事は、大森委員との議論を通じて、監査役の独立性という観点から、ドイツを参考にしたものであることを明らかにした。

田中委員「ドイツじゃないんですか。」（同速記録四五頁）

味村幹事「ドイツに少数株主の指名権がありました。これは全部の株主についてあるわけです。」（同速記録四五頁）  
大森委員「株主の指名権というのは比較的了解しやすいんですけども、やめていく監査役が後任者を推薦するというのは、まあ理屈としちゃあ成り立ちますけれども、ちょっと、思いつく問題じゃありませんのでねえ・・・ドイツですか。」（同速記録四五頁）

味村幹事「ドイツでは監査役員が監査役の候補者をきめるわけでございます。監査役選挙の議案を。監査役は監査役会できめるわけですから、そういう意味では監査役自身が非常に強くなっているわけなんですけど、そこまではとてもいかならう、取締役会で候補者をきめるのが常態だ、と。そうなるхмаあ、せめてこんなところかということになったと思うんですが。」（同速記録四五頁）

大森委員「議論しますときにね、どういうところからこういうあれが出てきたかということはこの間も議論したんですが・・・。」（同速記録四五頁）

味村幹事「要するに、選任するときに取締役会の言いなりじゃ、どうにもこれは独立性がないじゃないかということから、何か監査役の意見を反映させるような手段はないだろうかということになったわけでございます。それで、

ドイツのそういったようなものを参考にして作ったわけでございます。」(同速記録四六頁)

## 2 異議権・推薦権の削除意見

大森委員は、取締役会における監査役候補者の決定についての監査役の異議権・推薦権については、削除意見が多いうちに見受けられるとの感想を述べ、その理由を質した。

「削除についての意見が多いように見受けられますね、これは・・・。」(同速記録四六頁)

「それはそうでしょう。感じとしては。理屈の上ではどういふことなのかなあ、ということをして・・・。」(同速記録四六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、それは、一寸でも何かあるということは嫌だ、人事の流動性が失われるというようなことではないかとした。

「何とこのかなあ、日本の株主総会というものが不合理な動き方をしているからそうなるんだといえは、いわれらねどおれだけでも、何か、ちょっとでも何かあるということになるといやだというのを感じているから削除論が非常に多いんじゃないか。」(同速記録四六頁)

「そこでねえ、こういうことを言った人がいたんですよ。監査役の任期を三年にしておいて、またその次に再選しなければ文句が出るんじゃないか、人事の流動性がなくなるんじゃないかありませんか、という議論なんですよ。こん

なことをしたってこれでやったってね、総会で負けるにきまっているんだから、恥をかきだけじゃありませんか、と  
いったんだけども・・・。」（同速記録四六頁）

また、大住委員は、推薦権がなくても居直ろうと思えば居直れると指摘した。

「これは実例を証明したんですね。十八年この手でやっていたのがあるという実例を。だどここれは推薦権がなく  
ても居直ろうと思えば居直れるんでね、推薦権があるために居直ったんじゃないんですよ。何か会社の弱点を握って  
いて、おれを再選しなけりゃばらすぞといったんで、それはこの規定がなくなつてできるんですよ。」（同速記録四六  
—四七頁）

「はつきりそうは言わなかつたけれども、何かそういうようなことで十八年間つとめたという人もあるというんだ  
けどねえ。」（同速記録四七頁）

### 3 取締役と監査役との共同推薦

そこで、鈴木小委員長は、監査役の候補者については取締役と監査役との共同推薦を提案した。

「ばらすといったんですか。いや、要するにね、よその人を頼んでくるとね、もうやめさせられないというんだな  
あ。」（同速記録四七頁）

「どうもしかし、日本の人事というものは、何でもかんでも延びていく、お互いさまに延びていくということがあ

たりまえのような感じになっているところに、少し変だという感じを持つんですがねえ。

だから本来からいえば、ほんとうは監査役の候補者については、取締役と監査役と一緒にあって決議しなさいというのはどうですか。」(同速記録四七頁)

「共同推薦だ。

もちろん数が足りないんだから負けますけどねえ。負けるけれども意見は述べれるんだから・・・それも考えられるんですよ。」(同速記録四七—四八頁)

#### (四) 株主総会での意見陳述権

ついで監査役の株主総会での監査役選任議案についての意見陳述権の問題(試案第四の三)に審議は移行した。

##### 1 監査役の意見

これにつき、田辺幹事は、経団連の意見はどのように監査役の意見を聞かなければならないというものであったとした

「経団連はその意見でしたね。意見は聞かなければならない、と。」(同速記録四八頁)

これに対し、鈴木小委員長は、それは経団連ではなく商工会議所の意見であったとともに、報告されるだけで会社は震え上がっちゃうのだから、三の監査役選任議案についての監査役の株主総会での意見陳述権は残していいのではないかと述べた。

「いや、商工会議所は、意見を聞かなければならない。で、異議があつた場合には、その異議があつたということとその異議の理由を総会で報告しなさい、と、そう書いてなかつたかねえ。そんなようなことを商工会議所は書いたような気がするんだけどねえ。

それは同じことなんですよ、意見を聞きなさいというのは。だからあれのほうがもう少し強いと思うんだ。商工会議所の考え方のほうが。

意見を徴する程度に止めるべき、というのは、徴して—私自身の原案には—総会にそのことを報告しなさいといつただけけれども、あとになつて報告したつてだめだといえばそうなんですけどね、委任状を集めたかつたらほかの法で集めればいいんだし、報告されるだけでもう、会社は震え上がっちゃうじゃないのかな。

あるいは三だけ残してもいいのかもしれないねえ。意見を徴しなければならない、と。監査役は意見を述べることができる、と。」（同速記録四八頁）

大住委員も、三は当然のことであり、質問があれば（味村幹事、同速記録四九頁）当然述べられる（鈴木小委員長、同速記録四九頁）のではないかという。

「共同推薦ですか。」（同速記録四七頁）

「だけれども、三は当然のことなんですよ。なくたつて意見は述べられるんですから。」（同速記録四八頁）

「述べられるんじゃないですか。」（同速記録四九頁）

そして、大住委員は、今までは会計に関する書類と書いてあったが、これは当然直るのではないかとする。

「株主なら当然述べられますからなあ、監査役が。」

しかし今度は—今までは会計に関する書類と書いてありましたがねえ。今度はどういうふうに直るか、議案について、というふうに直れば意見は述べられるわけですね。どういうふうにお直しになる考えか、今までは会計に関する書類というふうに書いてあるんですが、これは当然直るんじゃないですか。」(同速記録四九頁)

## 2 監査役の調査・報告義務

味村幹事は、それは結局第一の五(株主総会に対する意見報告義務)になるのであり、著しく不当でないときは、意見陳述の義務はないとした。

「それは結局、第一の五になるんです。法令定款違反または著しく不当と認められる事項があるときは意見を報告しなければならん、と。ですから著しく不当でないときは意見を述べる義務はないわけです。」(同速記録四九頁)

この味村幹事の説明に対し、大住委員は、権限はないのかと質した。

「権限はないんですか。これは義務だけなんだから。」(同速記録四九頁)



しろうと株主の発言はできないし、しろうと株主はあまり出てこないということですから、やっぱり事前に何か通知として、ということがどうも必要な感じがするんですからこころ迄までできてしまったわけです。」(同速記録五〇頁)

#### 4 監査役候補者の決定と委任状勧誘

しかし、鈴木小委員長は、味村幹事の説明のような形は、委任状を徴収する場合には、会社側の監査役候補者にマルをつけるか、監査役の推薦する候補者にマルをつけるかという委任状勧誘規則を前提にしなければ無意味であるとした。

### —法律論—

「この形というものは、当然に委任状を徴する場合には、会社側の人にマルをつけるか、監査役の推薦の人にマルをつけるかというところの委任状規則を前提にしなければ意味ないんだなあ。」(同速記録五〇頁)

この意見を聞いて、田中委員は、そこまでやったらどうかと述べた。

「そこまでやったらどうですか。」

それならまた幹事のほうでそういうかなりな規定を加える意味ですから、原案を考えていただかなきゃならんのではないでしょうかねえ。商法として採用できる部分を確定してそれから……。 (同速記録五〇―五一頁)

これに対し、味村幹事は、総会まで洗い直すということになると大仕事なので、ここは監査役で止め、委任状の方

は大蔵省令に任せることにしたと、その経緯を説明した。

「委任状のほうは一応大蔵省令がありますので、そちらのほうに載っけていただくという、確かにそのことは了解が前についていると思うんです……。委任状までやるということになりますと総会をまた洗い直すということになりますので、最初はたしか委任状も書いてあつたんですけれども、総会まで洗い直すということになるとちょっと大仕事だ、まあここは監査役でとめようということで、委任状のほうは落したわけです。そっちのほうは大蔵省令でまたお考えいただくという……。」（同速記録五一頁）

#### (五) 再び監査役の異議権について

ここでまた監査役の異議権に話しは戻った。

田中委員は、監査役の独立性増進ということから、監査役の異議権存置の意見を述べる、とともに、それが嫌なら取締役会では監査役候補者を決定しないとしないとするほかないとした、

「まあしかし証券取引法の適用のない会社でも株主を保護するためにはやはりああいうような規定が一般法として入っているほうがいいんじゃないかという気がしますがねえ。まあたいへんといえたいへんでしようけれども。

二の規定はどうも反対が多いし問題ですけれども、ただこれに反対し、削除することを言ってきているのは経済界の人、つまり会社の経営者が全部で、日弁連とか、そういうほうに関係のない人はむしろ賛成のようですね。そういうことを考えると、どうも最初にこれを入れるときには味村幹事等、たいへん骨をおられて、相当苦労して二の項は

考えられたんだろうと思うんですが、監査役の人事が停滞するおそれが一方においてあるでしょうけれども、やはり監査役の独立性を保証するためには非常に強力で、やはり存在価値があるんじゃないかという気もするんで、まあ簡単に削除し去るということについては若干疑問があるんですがね。何かさっきのお話では、取締役会と監査役との合同会議を開いてそこで候補者を決定するというような趣旨でありましたけれども、それは両方の数も違うしそれでいいかどうか、監査役の独立性というのをできるだけ増進するというためには、この二の規定があるほうがいいと、こういうことはあるんで、まあ今度のように改められますと、これがいやなら監査役の候補者を取締役会で決定しないということにもなるんでしょうなあ。」(同速記録五一—五二頁)

これに対し、鈴木小委員長は、人事というのは一般に株主総会直前まで決定、公表されないもので、招集通知への記載も實際上困難である旨を指摘し、監査役候補者は取締役会と監査役の相談で決めるというのがいいのではないかとした。

「決定しない場合には委任状は作れないということだね。

おそらくいまの委任状規則だと・・・。」(同速記録五二頁)

「大きな会社だとそれはできないし、これだと三週間前に決定しないとだめなんだね。三週間前とか、候補者をきめるのに一週間余裕を与えなきゃならないから、だから相当前にきめちゃわないと、どうにもならないということになるね。

ところが人事というやつが一番きまらないんですってね。」(同速記録五二頁)

「何か、私の聞いている話では株主総会の招集通知を出すときに非常に困るんだということを言っていたから、大して困ることないじゃないか、そんなもんすぐ校正をすりゃいい、といったら・・・。」（同速記録五三頁）

「それがね、決算の前に印刷に回すことを認めるらしいですね。大体。ところが人事のほうはね、最終のときまで発表しないから困っちゃうと言ってますね。」（同速記録五三頁）

「非常に困るということを言っていましたよ。その人は。」（同速記録五三頁）

「発表しましたけれども、あれに載つける委任状勧誘規則が作れないんだというんですよ。最後のところがね。それでもって時間がぎりぎりになるんだということを言っていましたねえ。」（同速記録五三頁）

「何か非常に、人事関係がきまらないことは困るんだということを言っていましたよ。私の聞いたのでは。」（同速記録五四頁）

「そうらしいですね。ぼくの関係しておるある会社で、この次の取締役の人数を大体今までの人の後任だけきめればいいと思っていたら、いよいよ最後の日になって話し合いがつかなくなっちゃって、急遽二人か三人ふやさなきゃならないことになっちゃって、それでも印刷してあるんでしょう。だからもうしようがない、そのところを、訂正印を押せといたら、それはみつともないからといって徹夜して刷り直したらしんどすけどね・・・。」（同速記録五四頁）

「だから普通の場合はいいんですよ。ちよつともめるようなときに困っちゃうんですね。」

何かしかし、取締役と監査役と一緒に相談しろというほうがよさそうな気がするがねえ。」（同速記録五五頁）

「こうなると何か、候補者をきめるかきめないかは・・・。」（同速記録五五頁）

このような鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、今の委任状勧誘規則だと、大きな会社では日程的に委任状を

作成できないことを認めた。

「いまの委任状規則ですとそうですね。」(同速記録五二頁)

他方、大住委員は、人事は株主総会の一月前に開催される決算重役会で利益と一緒に決定、発表されるので、その一週間後に印刷を追加すれば間に合うと指摘した。

「しかしまあ、決算の重役会にはきまりますよ。決算重役会というのは大体総会より一月前にやっていますからね、今は。そこで大体きまりますよ。」(同速記録五二―五三頁)

「たいがい、決算重役会があればそこで利益と人事異動というのは一緒に発表していますからね。」(同速記録五三頁)  
 「それでも大体、約一月前にはきまるんですよ。新聞をごらんになりますとね。一緒に出てきますもの。当期の利益が幾ら、配当が幾ら、人事はこうというのは一緒に出ているんですよ。だから大体一月前にきまれば一週間とあと印刷を追加するの間に合うんじゃないんですか。」(同速記録五三頁)

「人事だけ別に発表する会社というのは少ないようですね。」(同速記録五三頁)

「ぎりぎりになるといふのは、決算に関する取締役会までがきまらないという意味じゃないですか。一月前にきまれば二週間たたないと印刷できないですから、その意味じゃないですか。」(同速記録五三―五四頁)

「会計のほうは、もう、重役会議でそのまま通るものとして印刷にかかりますけどね。ただ人事のほうはきまっていますよ。決算の総会提出事項がきまるまで発表ししないでですね。大体五月の末の総会の場合には、大

体遅くても五月の初めにはきまつているはずなんですよ。そうしないと十四日くらいまでに印刷をして株主のところ  
に送れないですから。ところがその印刷をするほうではもっと早くきめてもらいたいですね。」（同速記録五四頁）

「あんまり早く印刷所へ回しすぎたんじゃないんですか。大体五月の末に総会があれば五月の十二、三日に出すん  
ですから、五月の初めに人事がきまれば印刷は十分間に合うんですよ。」（同速記録五四―五五頁）

味村幹事も、監査役には一応取締役会出席権がある（試案第一の四）ので、取締役会で決定した監査役候補者につ  
いての監査役の異議権という形になっているとする。

「一応取締役会に出席権がございますから、まあそういう形にはなっているわけですね。表決権はありませんけど、  
表決権を与えてみても結局監査役のほうが数が少ないんですから押し切られちゃうだけのことのように思います。」（同  
速記録五五頁）

そこで、大住委員は、二項以下はこれでもいいとした。

「二項以下はこれでもいいと思うんですけどねえ。もしこれをのがれるために候補者をきめなければ委任状の勧誘が  
できないということになるんだから、そのままで押さえられるから、十分、両方合わせればこれと同じような意味に  
なるんじゃないかと思うんです。」（同速記録五五頁）

これに対し、田辺幹事は、取締役会で監査役候補者を決めなかった場合には、株主提案という形になるのかと質した。「実際には株主提案の形になりますか。それを避けるためには株主提案の形になって総会で大株主が提案してくる、という・・・。」(同速記録五五頁)

この田辺幹事の意見に対し、大任委員は、取締役会で監査役候補者を決めた場合には、試案第四の「だけ直し、二以下はこのままでいいが、取締役会で決めずに株主提案あるいは議長提案となったような場合には、委任状をとるという方向で救済できるのではないかと反論した。

「そうじゃなくて、私の言うのは、きめた場合には一だけ直せば二以下はこれでいい。きめずに株主提案あるいは議長提案というような形になるかもしれないけど、そういう場合は今度は委任状をとれないんですよ。だから委任状をとるほうでもってこの結果は救えるんじゃないかという考えなんです。」(同速記録五五—五六頁)

#### (六) 取締役候補者の株主総会招集通知への記載

ここで、鈴木小委員長は、取締役会において取締役の候補者を決めた場合には、監査役の場合と同様、取締役候補者の氏名住所を株主総会招集通知に書かなきゃならないということを規定せざるを得ないだろうと、取締役につき問題提起をした。

「どうもね、別の意味から申しますと、いまの第四の一ですがねえ、これについて、監査役のときはこういうふうにしたわけですが、取締役についても同じことを書かざるを得ないでしょうねえ。少なくとも一項は、取締役会において取締役の候補者をきめた場合にはそれをやはり書かなきゃならんということを書かざるを得ないだろうなあ。」（同速記録五六頁）

味村幹事も同意見であった。

「ええ、そうですねえ。」（同速記録五六頁）

これに対し、大住委員は、取締役に、その必要はないとした。

「それは監査役の地位を保護するということが目的なんだから、目的が違うんだから、監査役だけ何じゃないですか。大体強かるべきものが弱い地位にあるんだから、保護する意味で特に設けたんだといえは、取締役に對して設けなくたって均衡を失うということにはならないんじゃないですかねえ。」（同速記録五六頁）

「それは知らせるという意味もありますけどね。一つは監査役の發言權を認めてやるう、地位を保護しているということが全体の骨子になっていると思うんですよ。取締役はその必要ないんじゃないんですか。だから取締役にこれを書かなくたって監査役の弱い立場を引き上げてやるんだというつもりでこれを規定したんだといえは理屈は通るんじゃないんですかね。」（同速記録五七頁）

しかし、鈴木小委員長は、そうかもしれないとしつつも、書かないわけにはいかないだろうとした。

「そうかもしれませんが・・・。」（同速記録五六頁）

「書かないわけにいかないでしょう。」（同速記録五六頁）

味村幹事も、これは株主に候補者の氏名、住所を事前に知らして選任決議の際の参考にして貰うというのが趣旨だから、取締役の方にも入れておかないと、バランスが取れないと述べた。

「これは株主に事前に知らせる、候補者の氏名、住所を知らして選任決議の際の参考にしてもらうというのが一項の趣旨でございますからね。そうなると取締役のほうも入れておかないと・・・。」（同速記録五六頁）

「ちよつと、バランスがとれないという感じがいたします。」（同速記録五六頁）

しかし、鈴木小委員長も、二項の異議権については、取締役に認めるべきでないとした。

「しかし、取締役のときに書かしたっていいでしょう。書かして悪いということは何もなさそうな気がするんですけど・・・どうも一項は両方通じるような気がするんですけども、二項の場合に、取締役のほうは取締役会でマイノリティーになったやつに同じようなことを書かせるかといったら、そうはいかないだろうな。」（同速記録五七頁）

田中委員も、取締役には、二項は認めるべきではないとした。

「それはまずいでしようねえ。取締役についてはこの二項は認めるべきじゃないと思うんですね。」（同速記録五七頁）

### (七) 少数株主の推薦権

さらに、鈴木小委員長は、少数株主に対する異議権・推薦権の付与の問題を提起した。

「そちらのほうは株主にしてみれば、累積投票でいきいんだからということを考えればこんなことを考えなくてもよろしい、と。これもしかし、あるいは監査役のほうにやらせることなのか、株主にやらせることなのかよつとわからんね。ほくもこれでいいかと思つただけでも、少数株主にやるべきであつて監査役のやるべきことではないんだというふうに移すことも考えられるかもしれないなあ。」（同速記録五七頁）

「だつてほんとうからいえば、ほんとうは過半数の株を持っているやつでなければやつたところでアウトなんだよねえ。いやがらせるだけの問題にしか過ぎないんだから、出すやつは五分の一でもいいのかもしれないし、でもいいからそちらから出させるほうがほんとうなんでしょうねえ。」（同速記録五八頁）

大森委員も、少数株主の推薦権というのは、筋としてはわかりやすいと受け止めた。

「少数株主の推薦権というのは非常に理解しやすいですねえ。常識的かもしれません。前に一度出ましたねえ。ど

こかで落ちてしまったただけでも・・・。」(同速記録五八頁)

「実際的是どうかしらんが、筋としてはわれわれにはわかりやすいんですがね、このたてまえよりは。」(同速記録五八頁)

しかし、味村幹事は、少数株主の推薦権は経団連の反対で試案から外されたと、脱落した事情を明かした。

「ええ、あれは経団連側の委員の御反対で、銀行等で百分の一持っているところがたくさんある。みんなの銀行からそれぞれ監査役を推薦されちゃかなわんという(笑声) そういう御意見で落としたわけなんです。」(同速記録五八頁)

#### (八) 監査と執行の分離

ここで、立案者の味村幹事から、監査と執行の分離という観点から、取締役会での監査役候補者の決定という試案の構想そのものにつき、疑念が述べられた。

「別々の機関でございますから、そもそも取締役会で監査役の候補者をきめるというのがおかしいような気もしないでもないですねえ。」(同速記録五八頁)

これに対し、大森委員は、根本的にはそういう問題になるが、それは今言ってもしょうがないとした。

「根本的にそういう問題になるんですよ。あとで出てくる報酬の問題でも、報酬は別々にきめるというけれども、原案は誰が出すか、取締役会できめるんじゃないですか、やっぱり。そうすると原案はおとるというたてまえですね、實際上、それじゃ別々にきめるにしたって、まあ金額を明らかにするだけの意味しかないで、そういう意味では基本的に会社会の理事者が総会を運営するということが自身の問題、ということになるんじゃないかしら。

内閣総理大臣が国会の議長になって運営することなんで、すべてそういう問題がひっかかってくるんじゃないかと思うんですけれどもね。理事者は批判される立場におるんだから、まあこれは非常に基本的な問題で今言うてもしょうがないですけどねえ。衆議院の議長がすべてやっていくべきもんで、国政を運営していく内閣の間人間的なものは批判される立場においてやる。まあ原案は、法案は出すけれども・・・。」（同速記録五九頁）

「いま味村幹事のおしゃっているような問題は、やっぱり、そういう問題になってくるわけですね。取締役が推薦するのはおかしいという理屈が成り立つんで、そういう問題につながるんじゃないかという気がしておるんで、これは非常に基本的な問題ですから、ここで、いまそれをいちいち決議しておつてもしょうがないですよ。」（同速記録六〇頁）

また、鈴木小委員長も、理事者とか無関係な者が飛び出してきたのではどうにもならないと、取締役が関与しない監査役の選任には、消極的意見を述べた。

「まあよくわからんけれども、たとえば最高裁の裁判官は内閣が任命しているわけで、株主総会にあたる国会で承認してもらっているわけだ。だからもう少し強く総会で選任もしているわけなんで、あと独立に権限を実行するしかないかということ、なったやつも今度問題になるし・・・そこまで理事者とか無関係なやつが飛び出されてはどう

にもならないことなんだと思うんだがねえ。」(同速記録五九頁)

(九) 監査役への取締役会通知と記載

鈴木小委員長は、ここでまた少し視点を変えて、取締役会招集通知には議題を書く必要はないとされている(大住委員意見、同速記録六〇頁)が、ある種の問題については、取締役会通知に書いて貰わないと困ることになるのではないかと、監査役への通知の記載の問題を取りあげた。

「監査役の意見を聞かなければならないといったって同じことだね。取締役会で意見を述べ得るんだから。監査役に対しては取締役会の通知はするんでしようね。これは当然書かなければね。しかし取締役会の通知には議題は全然書く必要はないですか。」(同速記録六〇頁)

「ある種の問題は、やはり、書いてもらわないと困るでしょうね。」(同速記録六〇頁)

これに対し、大住委員は、取締役会通知に書いてなくても、決算のための取締役会なら分かるし、監査役の選任が議案となることは、はっきりわかるとした。

「決算のための取締役会ならわかりますね。」(同速記録六〇頁)

「とにかく再選されるか新しい人がなるかはわからないんですけども、議案となることははっきりわかりますよ。」

(同速記録六〇頁)

しかし、鈴木小委員長は、そうとも言えない、今日は監査役がこないからやっちゃおうというようなこともあり得ると反論した。

「そうとも言えないんだね。」（同速記録六〇頁）

「その前のときにやっちゃおうということも考えられるからね。一カ月前にやるんだって。きょうは監査役が来ないからやっちゃおう、なんて。」

現実には、何を書いたってこれを訴えるようなことはないんですがね。」（同速記録六〇—六一頁）

このような意見を受けて、大住委員は、首を切られた監査役に『引かれ者の小唄』ぐらいまで言わせてもいいんじゃないかとした。

「現実には、取締役会できめたのはきまつちゃうんでしょね。だけど、少しぐらいちよつかい出す監査役がいてもいいんじゃないかとぼくは思つて、賛成してるんですよ。『引かれ者の小唄』ぐらいまで言わせてもいいんじゃないかというふうに思っています。」（同速記録六一頁）

「取締役の候補者を招集通知書に書かなければならんというふうに考える必要はないと思つんですね。だから、ここで、首切られる監査役に遺言めいたことを言わせてもいいんじゃないですか。どうせ取締役会で推薦した人がきまらんですよ。最後に何か言うことないかって。」（同速記録六一頁）

しかし、鈴木小委員長は、それにしても株主総会の招集通知にまで書かさなくてもいいのではないかとする。

「ぼくなんか総会の招集状まで書かさなくてもいいんじゃないかという感じがするんですがね。」(同速記録六一頁)

(十) ごね得

このような大住委員や鈴木小委員長の意見に対し、田辺幹事は、試案のたて方は独立性の保持ということから、選任も辞任も報酬も、手続は、すべて取締役とは違うということを出しているが、他方でこのような規定がごね得になっていると指摘した。

「試案のたて方が、選任も辞任も報酬も、手続は、すべて取締役とは違うということを出して、それによって独立性の保持ということを・・・。」(同速記録六一頁)

「こういう規定はごねどくになって、退職慰労金に少し色をつけたり好ましくないことが起こる。」(同速記録六一頁)

これには、大住委員も鈴木小委員長も同調した。

大住委員「この前、商工会議所で相当有力な人から出たんですよ。ごねて、十八年もやっていた監査役がいるって。それは、この規定がないときにやっていたんですから、この規定がなくなつて、ごねる人はごねるんですよ。」(同速記録六一―六二頁)

鈴木小委員長「もっとごねやすくなる。」（同速記録六二頁）

大住委員「同じじゃないでしょうか。」（同速記録六二頁）

鈴木小委員長「法律がしり押しをしたんだから、そりゃごねやすくなります。」

それほど現実に使われることがないのなら、そうドラステックなやり方をくつつけなくてもいいのかもしれないですね。ともかくある程度、『中ごね』ぐらいのところまでできる可能性にしてやって、『大ごね』ができなくてもいいということではさそうな気もするんですがね。」（同速記録六二頁）

なお、ここで、鈴木小委員長は、一人の委員の内四人しか出席がなく、意見のバラエティがほとんどないため、小委員会としての意見の纏めようがないと、委員長としての苦境の一端を吐露した。

「どっちにしても困っちゃったな。全部が利害関係人だと言うと、経済界から来たやつは見なくなっちゃっていいんだということになりそうだからね。しかし、問題は、利害関係人なるがゆえに切実なるものの考え方をしなければならぬということが出てくるので、ほかの人はのん気なんです。ということもあるんですね。」

どうにもしようがない。とにかく非常に困るのは、小委員会といってもこれだけしかないものだから意見のバラエティというものがほとんどないので、実際困っちゃうんですよ。これできめると言われてもどうにもならない。十人のうち四人しかいないんだからどうにもしようがない。」（同速記録六二頁—六三頁）

## (四) 理由の通知とその記載分量の制限

監査役の選任についての理由を書面で通知する場合、その理由の記載の分量の制限ということが問題となる。これにつき大森委員は、その分量を制限する立法例が外国法にあることを指摘した。

「いろいろな研究会で、その理由を書面をもつて通知すると。その理由を書くのに分量を制限するというのが外国法にあるようですね。いまのお話しでやめていかれる監査役が、『引かれ者の小唄』で綿々るとしてたくさん書かれちゃう場合、あれじゃないですか。」(同速記録六三頁)

大住委員は、イギリス会社法にそのような制限があることを紹介した。

「イギリスの会社法にありましたね。」(同速記録六三頁)

鈴木小委員長も、記載分量の制限は書かざるを得ないだろうとし、味村幹事にどの位の字数を考えていたのかと尋ねた。

「だれがやる場合でも、それは書かざるを得ないでしょう。

百字というのだと相当たいへんだね。少なくて、どうにもしようがない。何字ぐらい考えていたの。」(同速記録六

味村幹事は、四百字くらいではないかと答えた。

「そうですね。四百字ぐらいじゃないでしょうか。」（同速記録六三頁）

これに対し、鈴木小委員長は、理由の要旨だけ書けばいいんで、ここまでやらなくてもいいのではないかとした。

「そうなってくると、あれよりも長いんだからね。ほかの議案のよりもずっとそれだけをはるかに長いだろう。理由の要旨だけ書けばいいんで、百字でも書けばたくさんじゃないかね。あとは説明するんだよ、もうしょうがないよ、それは。」

あんまりそれをやれ、ということになれば、結局、総会というものはいらなくて、あとは書面投票でいきましようという議論になつてくると思うんだよ。だから、総会に出てこない人については、そんなにまで期待をしてはいけないし、利益を考えてやる必要もないんじゃないかな。」（同速記録六三頁）

「選挙公報が何かみたいにしてというなら、これも別問題ですけどね。個人的には、ここまでやらなくてもいいよな気もするんですけどね。」（同速記録六四頁）

これに対し、味村幹事は、字数の方はよく考えていないと答えた。

「字数のほうは、あんまりよく考えておりません。」（同速記録六四頁）

「小委員会でもまとめれば、まとまったような形で部会にお出しいただきますし、まとまらなければかまいませんから、この案の形で出すか、あるいは多数の御意見のように別案にして出すか、あるいはこのことを報告するか、ですね。」(同速記録六四頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、出すとすれば、別案を出すかどうかだとして、次の監査役の解任の検討に移行することとした。

「出すとすれば別案を出すかどうかでしょうね。それでは五にいきましょう。」(同速記録六四頁)

#### 四 監査役の解任

##### 試案第五 監査役の解任

一 監査役の解任の議案を株主総会に提出することを取締役会において決定したときは、会社は、その旨及びその理由を書面をもってその監査役に通知しなければならない。

二 前項の監査役は、同項の通知後一週間内に、同項の議案についての意見を書面をもって会社に通知することができる。この場合には、前項の株主総会の招集通知には、その意見をも記載しなければならない。

三 前二項は、二百三十七条第二項の規定により株主が監査役の解任のための株主総会を招集する場合に準用する。

四 監査役は、株主総会において、監査役の解任の議案について意見を述べることができる。

（理由）監査役が不当に解任されることを防止するため、監査役に弁明の機会等を与える必要があるので、新たにその手続を定めるものである。

一 取締役会において監査役解任の議案を株主総会に提出することを決定したときは、監査役に次項による意見の通知の機会を与えるため、会社は、その旨及びその理由を書面をもってその監査役に通知しなければならないこととするものである。

二 解任の議案の対象となつた監査役の意見をあらかじめ株主に通知して、その議案に関する株主総会の審議が公正に行われることを保障するため、前項の通知を受けた監査役は、その通知を受けた後一週間内に、解任の議案に関する意見を書面をもって会社に通知することができるものとし、この場合には、株主総会の招集通知に、その意見をも記載しなければならないこととするものである

三 少数株主が、現行法第二百三十七条第二項の規定により、裁判所の許可を得て、監査役の解任のための株主総会を招集する場合においても、前二項に準じて、その監査役に弁明の機会が与えられることとするものである

四 株主総会における監査役解任決議に監査役の意見を反映させるため、監査役は、株主総会において監査役解任の議案について意見を述べることができることとするものである。<sup>(5)</sup>

まず、味村幹事が監査役の解任についての各界の意見の概要を説明した。

「解任につきましては、解任は、正当な理由のあるときに限れ、という大阪大学の法学部の意見がございます。解任の議案についての監査役の意見通知権を削れ、というのが、関経連、その他五つの団体から出ております。経

団連からは、監査役に意見陳述権があるということを規定するだけにしておけ、こういう意見でございませう。日弁連は賛成ということでございます。

大体そんな程度の御意見で、こちらのほうの意見通知権については、前の選任に比べると反対は少ないようでございます。」(同速記録六十四—六五頁)

鈴木小委員長は、解任の議案を出すか出さないかということについては会社の方に配慮の余地があるので、第五の方はそれほど問題はないとした。

「解任のほうは、こういうことで結果が出てこようというときに解任の議案を出すか出さないかということについての会社のほうの配慮の余地があるんだけど、こちらのほうは、いやでもおうでも選任の場合はせざるを得ないんだから、出さざるを得ないということになっちゃうんでね。選任議案だけ出さないわけにはいかないんで、だから第五のほうはそれほど問題ないのは当然だけど。」(同速記録六五頁)

大住委員も、解任議案を株主総会に出す前に処分が決まってしまうので、総会に解任議案を出すことはほとんどないと、会社の実状を述べた。

「実際、解任決議案を総会に出すということは、ほとんどないんですね。その前に処分が決まっちゃっているんですよ。」(同速記録六五頁)

これに対し、鈴木小委員長は、ただ、役付取締役の解任の場合には、その役を取るということで解任問題を解決するという方法をとることができるが、監査役の場合は、このような方法をとることができないので、解任せざるを得ないということになるのではないかと懸念を付加した。

「ただ、こういうことは言えそうな気がするんですがね。平取締役を解任するという問題はほとんど出てこないだろうと思うんですね。解任したいという場合は、役付といいますか常勤重役についての問題が起こると思うんですけど、そのときは、やめてくれということをして、やめないといえれば常勤の何とか部長からはずすことは勝手ですから、平取締役に落としてしまうという形で対処できるから、こちらは、あんまり解任という問題までこないけれども、監査役のほうは落とすものがないわけですね。権限をはずすわけにはいかないんだから、だから解任せざるを得ないということが起こるかもしれない。」（同速記録六五頁）

これに対し、味村幹事は、任期との兼ね合いもあることを指摘した。

「これも任期の関係で、任期が長くなりますと解任の機会はどうしても多くなりますから、その兼ね合いもあろうかと思えます。」（同速記録六六頁）

格別の異論も出なかったことから、鈴木小委員長は、この監査役の解任問題は、試案のままにし、次の報酬の問題に移ることにした。

「しかし、『監査役の意見を聞かなければならない』じゃ始まらないな。意見を聞いた上で出すんだから、解任のときは、

これはこのままにしておきましょうか。

報酬にいきましょうか。」(同速記録六五—六六頁)

## 五 監査役の報酬

### 試案第六 監査役の報酬

- 一 定款又は株主総会の決議をもつて監査役の報酬を定めるには、取締役の報酬と区別してしなければならない。
- 二 定款又は株主総会の決議をもつて監査役の報酬の総額を定めた場合には、監査役の協議をもつて別段の定めをしない限り、その総額を監査役の員数をもつて除した額を監査役の報酬の額とする。  
(理由) 監査役の独立性を保持するため、その報酬につき定めるものである。

一 現行法は、監査役の報酬は、取締役の報酬と同様、定款又は株主総会の決議でこれを定めることとしている(商法第二八〇条、第二六九条)が、監査役の報酬と取締役の報酬を一括して株主総会の決議で定めている事例が多いので、監査役の独立性にかんがみ、その報酬は、取締役の報酬と区別して定めなければならないこととするものである。

二 監査役が二人以上である場合に、定款又は株主総会の決議で各監査役の報酬の額を個別に定めず、その総額を定めたときは、各監査役の報酬の額は、監査役の員数をもつて除した額とすることとするものである。<sup>(6)</sup>

### (一) 各界意見の概要

まず、味村幹事が監査役の報酬についての経団連等各団体の意見の概要を述べた。

「報酬は、経団連その他八つの団体から、取締役と区別する必要はない、そういう意見が出ております。試案賛成の意見も日弁連、名古屋大学、横浜市立大学、紙パルプ連合会とか六つのところから出ております。

あとは、賞与も同じようにしようという御意見が出ております。

一方、決め方ですが、定額として決めろというのが名古屋大学の法学部から出ておりますが、その反面、逆に、最高限度額で足りることとしろ、ということが経済団体連合会、株懇、そういったところから出ております。

それから、二項の関係で、複数監査役の報酬規定につきましては、削除しろという意見が、ガスとか新聞協会とか六つの団体から出ております。東京商工会議所から、監査役会の総意にしろ、そういう意見です。

ですから、ここでの問題は、まず取締役と区別するかどうかということ、定額として決めるか最高限度額で決めるか、賞与について何か規定を置くか、複数監査役についてどうするか、という問題が一応意見としては提起されているわけです。」（同速記録六六一六七頁）

### (二) 取締役報酬との区別

鈴木小委員長は、第一項は、定額にするという意味ではないので、取締役の報酬同様、最高限度額を決めればいいということではないかと、立案者の意見を求めた。

「この趣旨も、第一項だけは定額にするという意味じゃないんで、やはり取締役の報酬と同じように何とか以内と  
いうようにきめればいいということでしょうね。」(同速記録六七頁)

これに対し、味村幹事は、鈴木小委員長の意見に同調しつつも、第二項の取扱いがあるので、第一項も定額になっ  
てしまいそうな感じがするとの意見を述べた。

「そうでございますね。ただ、二項の後段がございますので、そこまでも定額になってしまいそうな感じはするわ  
けでございます。」(同速記録六七頁)

ここで、鈴木小委員長は、監査役の報酬は監査役のものだから監査役が決めるということではないのか、  
それを総会で決めるとするフィロソフィーは何かと、試案の基本的な構想自体に疑義を提起した。

「ぼくは、取締役の場合と同じであって、そして最高額を決めればいいのであって・・・それは取締役会がもし監  
査役の報酬を決めるのであれば、上のほうは別に押さえる必要はないんで最低額だけ決めればいいんだから、これよ  
り下げちゃいけないんだという額を決めればいいわけだろうと思っんです。だから、だれが決めるかということにも関  
係してくるんじゃないですかね。」

結局、監査役のものなんだから監査役が決めたらいんじゃないかということではまずいものかね。このアイディ  
アですと、一人の場合には、全部もらったってかまわないし全部もらわなかったっていいだろうと気がする。しかし、取

締役会が決めるというのなら、それより下げられちゃうんじゃない、幾ら下がるかわからないんだから。

現在、監査役の報酬を総会で決めることによっているフィロソフィーは何ですかね。」（同速記録六七—六八頁）

これに対し、大住委員は、そのフィロソフィーは分からないとしつつも、監査役と取締役は、一つ穴の貉だからお手盛りでなく闇取引をやるといけないから総会で決めるというふうに気をまわしたとしか考えられないと忖度する。

「それ、わからないですね。取締役ならお手盛りになるおそれがあるから総会で決めるというんですけど、監査役と取締役の間で決めるんだから、別に総会の決議はいらなと思うんです。もし、商法がそこまで心配しているなら、一つ穴のむじなだからお手盛りでなくやみ取引をやるといけないから総会できめろというふうに気をまわしたとしか考えられないですね。」（同速記録六八頁）

この一つ穴の猪意見については、鈴木小委員長は、そんなことを言い出したら、会社と取締役との訴訟について監査役に代表させろということも、みんなナンセンスということになると反発した。

「一つ穴のむじなということを出したら、たとえば、会社と取締役との訴訟について監査役に代表させろ、なんていうこと、みんなナンセンスなんですよね。」（同速記録六八頁）

この鈴木小委員長の意見を聞いて、大住委員も、だからこそ監査役に取締役の報酬に関する規定を準用しているこ

と自体がおかしいと、試案を批判する。

「ですから、監査役に二六〇何条ですか、あれが準用されているそれ自身がおかしいと思うんですね。強いて考えれば、それ以外には考えられない。今まで自分だけがやめちゃってやっていないから分けるのはちゃんと総会で分けて決めろというんですからね。これには異議があるんですよ。」(同速記録六八頁)

この発言を受けて、鈴木小委員長は、監査役の報酬は総会が決めた枠の中で監査役に決めさせるということではないかとした。

「いままでの準用を捨てたら一緒になるという考え方はおかしいと思うんです。」(同速記録六八頁)

「事実やってきたけれども、一緒にしているいいことには結論は決して出ないはずだと思うんだけどね。だから、今までも取締役の場合は最高限度額を決め、監査役の場合には最低限度額を決めるということがほんとうの解釈だったという考え方も成り立つんだな。条理にしたがえばそうじゃないかという気もするんです。」

監査役への報酬は、監査役に決めさせちゃうものですかね。総会で決めてもらったワクの中で。」(同速記録六九頁)

大住委員も、鈴木小委員長同様、株主総会の決めた枠の範囲内で監査役が分けたらいいとした。

「事実……。」(同速記録六九頁)

「監査役が、その範囲内で分けたりいいんじゃないですか、全部取るか全部とらないか、監査役にまかせているところがあからね。取締役以上にとつたら税務署が承知しないでしょう。限度を設けていますね。『適正な範囲内であればいけない』とか何とか言っていますから、常勤取締役より余けいとなつたら、税務署から文句で出ますよ。」（同速記録六九頁）

### (三) 監査役の協議

次に、鈴木小委員長は、「総額を定めた場合には監査役の協議をもつて定める」（試案第四の六第二項）とした場合には、監査役の協議が整わないときはどうするか、とその対応の問題を提起した。

「一項と二項の『総額を定めた場合には監査役の協議をもつて定める』。監査役の協議が整わないときはどうするかを入れるか入れないかというだけのことじゃないですか。解釈上は、しかし、なかなかわからない問題がたくさんあるんですけど、そう考えても・・・。

『監査役協議をもつて決める』といつたら、監査役に選任される前に相談があるんじゃないかな。整わないときには、みんなで頭割りだということをするから、いかにもへんてこりんだという感じがする。」（同速記録六九―七〇頁）

これに対し、大森委員は、監査役協議が整わないということはないと、そのような問題発生の可能性を否定した。

「整わなければもらえないからととのえますよ。」（同速記録七〇頁）

また、鈴木小委員長は、協議ということになると、ごね得の問題が生じることを指摘するとともに、複数の監査役の内の一人の監査役につき後任者が選任された場合、協議はどのようにするのかという疑問を提起した。

「それから、この形なら、協議では三分の一もらえないやつが、ごねれば三分の一もらえるということになって、おかしいといえばおかしいんだな。

ただ問題は、こういうことはどうですか。三人監査役がいる。それで[A]も[B]も、今までは報酬はたとえば月額十数万円ずつもらっていた。ところが、[C]がやめて[C]があらたになったというときに、新しい[A]、[B]、[C]で協議するのか。[C]が、残っている分で幾らもらえるかということ、ほかの三人と相談するのか、それがわからないんですよ。前の人の後任者として後任者の分だけもらうというのか、一人新たに変わったら全部やり直すのか、そんなことは取締役の場合だって起こることなんだからほっておけ、と言ってもいいのかもしれないけどね。どうなんだかわからない。」  
(同速記録七〇頁)

しかし、この疑問については、これ以上格別の議論もなく、審議は次に進んだ。

#### (四) 賞与

次に、鈴木小委員長は、賞与の問題を取り上げたが、とくに書かなくてもいいだろうとした。

「賞与のことは書かなくてもいいでしょうね。賞与は、もらわないほうがほんとうだろうと思うんだけど、も

らうとすれば別々になさいと、あるいは、それは報酬の一種だと考えてもいいだろうし、あるいは今後、類推でいくんだといつてもいいだろうし、書く必要はないだろう。」（同速記録七〇頁）

この点につき、大住委員は、世間体より多ければみんな賞与にしてしまうと指摘した。

「税法では、世間体より多ければみな賞与にしちゃうんですね。」（同速記録七一頁）

#### （五） 退職慰労金

次に、鈴木小委員長は、退職慰労金を取り上げ、意見を求めた。

「退職慰労金はどうなんですか。」（同速記録七一頁）

そこで、大住委員は、退職慰労金は報酬とは別だとの意見を述べた。

「退職慰労金は別なんです。ですから、報酬の中には、定額給与と賞与と退職給与と三つあるわけなんです。それで、毎月、定額でもらっているものは、たとえ株主総会で決めた額の中から出しても、定額以外に益暮にもらえば、それは賞与だと、税法ではいいます。」（同速記録七一頁）

この意見を聞いて、鈴木小委員長は、取締役二人と監査役一人が退任し、これに退職慰労金を給付する場合、慣行に従ってやってくれと一括して決めてしまつていいのか、それとも、監査役一人の分だけは別に協議しなければならぬということになるのかと、具体的な事例を上げて、問題提起をした。

「今度の問題として、取締役二人と監査役一人とが退任しました。これに退職慰労金を差し上げたいというときに、慣行に従ってやって下さいといつて一括してしまつてもらつていいのか、あるいは取締役二人の分のは、慣行にしたがつて合理的なものをまかせて下さいといつて、監査役一人の分だけ、また別に決議をしなければならぬということになるんでしょね。」(同速記録七一頁)

これに対し、大住委員は、金額が決まらないので、個々にやるのではないかと述べた。

「個々にやるんでしょね。結局金額決まりませんからね。」(同速記録七一頁)  
「額を決めていないでしょ。」(同速記録七一頁)

この大住委員の意見に対し、鈴木小委員長は、個々にやると言うけれども、取締役の場合は、報酬の一種だといえ一括してもいいのであり、仮に決めるとすれば、取締役三人の分は一千万円以内、監査役二人の分は五百万円以内だとそう決めざるを得ないだろうとする。

「個々にやると言われるけれども、取締役の場合は、報酬の一種だといえば一括してもいいんでしよう。監査役三人やめれば一括してもらってもいいわけでしょう。幾らの額だつていうの。」（同速記録七一頁）

「仮に決めるとすれば、取締役三人の分は一千万円以内だと。監査役二人の分は五百万円以内だと。そうきめるんじゃないのかしら。」（同速記録七一―七二頁）

「そう決めざるを得ないでしょう。退職慰労金は報酬であるということをいえば、別々に決めるといふんだから。」（同速記録七二頁）

大住委員も、そう決めてもいいんじゃないかとした。

「そう決めてもいいんじゃないですか。」（同速記録七二頁）

また、田中委員も、当然そういうことになるだろうとした。

「それは当然そういうことになるでしょう。書かなくても、今までの例からいつてね。二六九条は、みんなそういうふうを考えていますから。」（同速記録七二頁）

そこで、大住委員は、だから総会で額を決めて貰うなら、全部で幾らと退職給与を決めてもかまわないのではないかとした。

「ですから、正直な会社が出て、総会で額を決めてもらうなら、全部で幾らと退職給与を決めてもかまわないんじゃないですかね。」（同速記録七二頁）

鈴木小委員長もそのほうが望ましいとする。

「そのほうが、それは望ましいでしょう。」（同速記録七二頁）

大住委員は、今は全部取締役会に任せちゃって、株主総会では全然決めていないといい、最高裁判決はいんちきだと批判する。

「今は全然決めていないですね。全部、取締役会にまかしちゃうんですね。」（同速記録七二頁）

「最高裁の判決はいんちきですよ。要するに、慣習があつて、慣習に従つてやるという前提で決めただから、結論的に総会で額を決めたことになるというんですけど。あれはぜひいぶんこじつけですね。」（同速記録七二頁）

しかし、鈴木小委員長は、そうでもなく、現在は非常に多額だと普通に考えるものをやるときはやっていると反論した。

「現在は、非常に多額だと普通に考えるものをやるときは、やっていますね。例からはずれるかもしれませんがね。」

（同速記録七三頁）

これに対し、大住委員は、監査役の退職慰労金の額は、山一の場合は五千万円であり、都知事のそれが一億円以上であったのに比べたらずつと少ないんじゃないか、と指摘した。

「しかし、そうでもないですよ。」（同速記録七二頁）

「そうでもないでしょう。東京都知事あたりから考えたら、ずつと少ないんじゃないですか。安井さんは三期ですから十二年でしょう。十二年勤めて七千万円もらったでしょう。よほどの大会社の社長でも、十二年で七千万円というのは、あの当時にはありませんね。いまはどうか知りませんが、あの当時で十二年つとめて七千万円なんていうのはないでしょう。船会社の合併のとき、三千万円もらった社長が、欠損しているのにはけしからんといって国会で問題になったんですからね。」（大住委員七三頁）

「今はだいぶ貨幣価値が違いますけど、安井東京都知事が死んだ当時というのは、百万というのは大きいですよ。いまは一億円以上でしょうね。」（同速記録七三頁）

「山一で問題になったのは五千万円ですよ。」（同速記録七三頁）

しかし、鈴木小委員長は、某社の退職慰労金は一億円であり、創立者のそれは二億円であったと、監査役の退職慰労金が多額になった例を挙げた。

「いま訴訟になっている某社のは一億円かな。」（同速記録七三頁）

「ほかの会社で聞いたのは、会社の創立者ですが、その人があつたがゆえにできたようなんだけど、確か二億円だったと思つたけど、それは総会に出していますね。」（同速記録七三頁）

そして、鈴木小委員長は、会社が設立されて一番最初に辞めるときは、前例がないので、退職慰労金を出さざるを得ないのでとした。

「会社が設立されて一番最初にやめるときは、前例がないんだから出さざるを得ないかな。」（同速記録七三頁）

「ほんとうは報酬だといつたら出さざるを得ないんですよ。」（同速記録七四頁）

大住委員もこの鈴木小委員長の意見に賛同した。

「一番最初にやめる人はそうですね。金額を出さなくてははいけませんかね。」（同速記録七四頁）

そこで、鈴木小委員長は、監査役の報酬については、大体こんなところで見ようと締めくくった。

「これは大体そんなところでいってみましようか。」（同速記録七四頁）

これに対し、田中委員は、二項後段を削るのか、このまま残しておくのかを質した。

「二項の後段は削るんですか、このまま残しておくんですか。」（同速記録七四頁）

この質問に対し、鈴木小委員長は、『協議をもって定める』とあとは削るが、それだけでは何のなんのことかわからないので、上手く書きましようということ、第七の監査費用の問題に移ることを宣言した。

「削つたらどうだろうかというんだけど。『協議をもって定める』と。あとは削る。」

しかし、『協議をもって定める』じゃ、何のことだかわからないですね。『各人の報酬を監査役の協議をもって定める』・・・何を定めるのかわからないから、それはうまく書きましよう。

それでは、第七です。」（同速記録七四頁）

## 六 監査費用

### 試案第七 監査費用

- 一 会社は、株主総会の決議をもって、監査に要すべき費用の額を定めなければならない。
- 二 監査役は、前項の株主総会において、同項の額について意見を述べることができる。
- 三 監査役は、何時でも、第一項の範囲内において、会社に対し監査費用の支払を請求することができる。

四 監査役は、第一項の額をこえる監査費用を必要とするときは、会社に対し、その額及びその理由を記載した書面をもって、その支払を請求することができる。

五 監査役は、支出した監査費用の明細を会社に通知し、会社は、計算書類付属明細書に監査費用の明細を記載しなければならぬ。

(理由) 監査役の監査費用を確保し、その使用の適正をはかるため、新たに監査費用について定めるものである。

一 監査役の監査費用を確保するため、監査に要すべき費用の額は、株主総会の決議をもって定めることとするものである。

二 監査に要すべき費用の額に関する株主総会の審議の適正をはかるため、監査役は、株主総会において、その額について意見を述べることができることとするものである。

三 監査役は、何時でも、第一項の額の範囲内で、会社に対して監査費用の支払いを請求することができることとし、その請求があったときは、会社は、これに応じなければならないこととするものである。

四 第一項によって定められた監査に要すべき費用の額は、予定額であるから、同項の額をこえる監査費用を必要とする場合には、監査役は、会社に対してその額及び必要とする理由を記載した書面をもって、その支払いを請求することができることとするものである。

五 監査費用の支出の適正をはかるため、監査役は、監査費用の支出の明細を会社に通知し、会社は計算書類付属明細書にその明細を記載しなければならないこととするものである。<sup>(7)</sup>

### (一) 各界意見の概要

鈴木小委員長の指示により、味村幹事は、監査費用に関する経団連等各団体の意見の概要をまず説明した。

「第七の監査費用でございますが、前回御紹介いたしましたように、総会の決議事項にする必要はないというのが十  
三ばかりの団体から出ております。それと同じ趣旨でございますが、そういうふうにいっぱなしじゃなくて、監査費  
用の支払を会社に義務づけるという規定、あるいは会社に対して請求できるという規定を置けば足りるじゃないかと  
いうのが経団連ほか十四ばかりの団体から出ております。日弁連は試案に賛成でございます。それから広島商工会議  
所からは、取締役会が否認した場合にだけ総会の決議事項にすればいいじゃないかという独自の意見が出ております。  
あとは、支出した費用の明細の通知でございますが、これが必要でないという意見が産業経理協会、あるいは、こ  
れを総額だけにしろというのか監査懇話会、そういうところから出ております。

監査費用というのがはつきりしないじゃないか、どの範囲が監査費用になるのかはつきりしないじゃないかとい  
うことも、大学のほうから出ておまして、中央大学からは、監査役に年度監査計画を提出させて、それで費用を見積  
もるべきだ、こういうような徹底した意見も出ています。」（同速記録七四―七五頁）

### (二) 監査費用額の決定

この味村幹事の説明を受けて、まず、大住委員は、監査費用額の決定に関し、何を入れるかということを決めれば  
おのずから決まってくるので、その意味で試案の要綱は非常にいい要綱だと評価した。

「出せる範囲が決まらないということはよく聞いたんですけど、どれとどれと監査費用に入れることを取締役と監査役と相談して、ひとつ規則をこしらえたいんじゃないかということですよ。君たちで決めるべきじゃないかって言った覚えがあるんですがね。だから、何を入れるかということを決めればおのずから決まってくるわけなんです。たとえば、監査役が部屋を一つもらったならば、その部屋代を入れるのか入れないのかということは協議できめればいいって言うんですよ。入れなければ監査費用の中に入らないし、入れれば監査費用の中に入るんだから。それから、監査役の旅費とか電話料とかを入れるか入れないか決めればそれでいいんで、それを決めるのは君たちが決めるべきで、決めたら当然出てくるんじゃないか。という返事をした覚えがありますが。

そうでないと、しぶるんですよ。たとえば出張したいと言っても、幾度も出張しなくていいじゃないかと。三日行きたいといえれば二日でいいじゃないかと。決めてしまえば、その範囲内で請求したら、いやと言えないでしょう。」(同速記録七五—七六頁)

「これは取締役がしぶってこんど少なくなつたという意見が多いんですけれども、会社では総会に持つていく場所がないですもの。だから、その意味で、監査費用に関する要綱は非常にいい要綱だと思つたんですがね。」(同速記録七六頁)

「何と何を入れるということさえ決めればいいんでしょう。たとえば、電話料は監査費用から除外するのか、監査役の個室は監査費用から除外するのか入れるのか、ということさえ決めれば、あとは自然的に計算できるんじゃないですか。」(同速記録七六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、取締役会が総会に出す議案が低い金額で出るとの懸念を示すとともに、まだ監査役

になっていないのだから決めようがないのではないかと疑問を提起した。

「総会へ出すときに、取締役会から出す議案なるものは、低い金額で出るでしょう。」（同速記録七五頁）

「決めればいいのに違いないけれども、監査役にまだなっていないんだから、決めようがないね。」（同速記録七六頁）

そして、鈴木小委員長は、増額、減額するときだけ決議をやればいいのかと意見を求めた。

「これは増額をするとき、あるいは減額をするときだけ決議をやればいいんですかね。」（同速記録七六頁）

大住委員も、変更がなければ決議をしなくてもよいと、鈴木小委員長の意見に賛同した。

「むろんそうでしょうね。変更がなければいいんじゃないですかね。」（同速記録七六頁）

### （三） 監査費用が不足した場合

#### 1 株主総会への訴え

次に、鈴木小委員長は、監査をしてみたけれども、監査費用が足りないことが判明した場合の対応を味村幹事に質した。

「やってみたけれども、どうも足りないというときに、監査役が足りないと思つても、総会へ訴えるすべというものはいいのかな。」(同速記録七六一七七頁)

「もし報酬と同じような考え方だとすると、ちょっとおかしいということにもなるんだね。毎期決める、というならわかるんだけどね。」(同速記録七七頁)

とともに、鈴木小委員長は、監査費用につき意見を言えるといつても、辞める監査役がクレームをつけることはできないのではないかと、その実効性に疑義を表明した。

「こんどは新法が施行になりますね。そうすると、おそらく第一回のときに監査役も選任されるんでしょうし、監査に要すべき費用というのも決まるんだらうと思います。そのとき文句を言う監査役と言つたつて、これから決まるような監査役なんでね。いままでのやつはやめるやつですから何も言いやしない。」(同速記録七七頁)

これに対し、味村幹事は、総会に訴える方法はないとする一方、毎期決めるのもやっかいであり、それに大体定型なものだから、いっぺん決めれば、しばらくはそれを適用するということではないかと説明した。

「そうですね。これはございませんね。」(同速記録七七頁)

「毎期決めるのもちょっとやっかいですね。大体、定型ですから、一ぺん決めれば、しばらくは通用するといふ……。」(同速記録七七頁)

## 2 監査報告書に記載する方法

大住委員は、監査費用が不足する場合には、監査費用が足りなかったからこれしか監査できなかつたと書けば良いとした。

「総会に提出するべきがないと監査報告書には書けるんですね。監査費用が足りなかつたからこれしか監査できなかつた、ということを書けるはずですよ。」（同速記録七七頁）

鈴木小委員長も、何も総会へ持つていつて費用を決議して貰わなかつたつて、監査に必要な費用を会社に請求したにもかかわらず会社はそれを蹴つたということを経済に報告すればいいじゃないかとした。

「報告の中でそのことを述べ得れば、別に・・・これじゃ少ないから、そのときに意見を述べればいいのであつて、何も総会へ持つていつて費用を決議してもらわなかつたつていいじゃないかということも言えそうな気がするんだけど。つまり、もつと言え、監査役は、いつでも監査に必要な費用を会社に請求できるんだ、ということだけ書いておいて、自分が請求したにかかわらず会社はそれをけつたということを経済に報告すればいいじゃないか、それ以上、何もいらないじゃないかという気がするんだけどね。」（同速記録七七—七八頁）

そこで、大住委員は、予算を決めておくということを提議した。

「予算を決めておいたほうがいいですね。」(同速記録七六頁)

これに対し、鈴木小委員長は、予算を決めてもいいけれども、取締役は不足する費用位は出すだろうから。何も総会へもつていく必要は、原則としてないだろうとした。

「予算を決めてもいいけれども、何も総会へもつていく必要はないだろうと思うんです。

感じから言うと、私は、まだそんな金は出すだろうと思うんですけど、出さない金というのは、たとえば、取締役の責任追及するために訴えを起こしたい、その金を出してくれと言ったら、いやだと言うだろうと思うんですよ。それから、解任をするために総会を開きたいんだが、その金を出せと言うと、いやだと言うだろうと思う。その点のほうで、いやだという可能性が非常に多いので、やっぱり、それは総会へ訴えるすべというものがなければおかしいんで、むしろ前のほうのやつは、出張したいっていったって、監査役が、必要もないのに出張したいというのだったらそれは断るだろうと思うけど、ほんとうに必要なと思うなら、たいした金じゃないんだから出しましょう、ということかもしれないけど。」(同速記録七八頁)

「必要な費用を請求した。それなのに向こうは断ったというなら、それは株主総会へ訴えたいでしょうということですよ」(同速記録七九頁)

これに対し、大住委員は、鈴木小委員長は取締役は善良な人間だという前提があるのではとその取締役観を皮肉るとともに、それより予算を先に貰っておいたほうがいいのではないかとした。

「鈴木小委員長は、取締役は善良な人間だという前提があるわけですね。」（同速記録七八頁）

「それよりも予算を先にもらっておいたほうがいいんじゃないですか。」（同速記録七九頁）

しかし、鈴木小委員長は、それだけじゃ片づかない、これだけのことをしたんだから寄越せということをやったのにかかわらず会社のほうがノーと言ったら、総会へそのことを訴えるぞと言えば済むのではないかと言う。

「それだけじゃ片づかないと私は思うんですけどね。」（同速記録七九頁）

「包括的に必要な費用というものを、これだけくれという話は、当然あるだろうと思うんですよ。それで折衝されてくるわけなんでね。これだけのことをしたんだからよこせ、ということをやったのにかかわらず会社のほうがノーと言ったら、総会へそのことを訴えるぞと・・・。」（同速記録七九頁）

しかし、大住委員は、初めから書くぞと言って脅さなくなつて、くれと言ってくれなければ、そのときに、それじゃ書きますよということではないのかと反論した。

「初めから書くぞと言っておどさなくなつて、くれと言ってくれなければ、そのときに、それじゃ書きますよということではないですかね。書きますよ、と言っておどすのは、あとでいいんじゃないですか。」（同速記録七九頁）

「初めから何もなかつたら、おそらく予算をつくつて、これだけ欲しいんだ、なんていうことは言わないだろうと思うんです。そのつどだと思うんです。」（同速記録七九頁）

しかし、鈴木小委員長は、そうすると、監査役は取締役の決めたワクの中で働けということになるのではと再反論した。

「そうなつてくると、監査役は、取締役のほうで決めたワクの中で働けということですね。」（同速記録七九頁）

この意見に対しても、大住委員は、だから監査役は監査費用の決定について意見を述べることができるとなつてい  
るのではないかと再々反論した。

「だから、決めて、決めることについて意見を述べることができる。」（同速記録七九頁）

しかし、鈴木小委員長は、監査役だつて、やつて見なければいくらわからないのであり、意見の言いようがない  
と指摘した。

「ほうとうに幾らかかるのかわからんですよ、監査役だつてやつてみなければ。」（同速記録八〇頁）

この意見に対しても、大住委員は、分からないというようなことはないのではと反論した。

「それでもないでしょう。一年間ですからね。おそらく部屋の借賃から電気代から電話料まで監査費用だなんてい

う会社はないでしょう。出張費と、補助者の使う費用出張費、そんなもんじゃありませんか。」（同速記録八〇頁）

#### （四） 補助者の使用

ここで、鈴木小委員長は、会社の金で補助者をつけることはできるのかと、補助者の費用の問題を提起した。

「補助者というのは、会社の金でつけてあげましょうといったら、これはいかなですか。」（同速記録八〇頁）

大住委員は、調査をさせるためには会社の人間を使つてはいけないかというのであつたのではないかと疑問を提起した。

「調査させるには会社の人間を使つちやいけないなんていうのがあつたんじゃないですか。」（同速記録八〇頁）

しかし、味村幹事はそのようなものはないと否定し、鈴木小委員長は、少なくともお茶汲みの女の子は会社の金でやつてゐるのではないかと指摘した。

味村幹事「ありません。」（同速記録八〇頁）

鈴木小委員長「少なくとも、お茶くみの女の子たちは、会社の金であれするんでしょね。」（同速記録八〇頁）

これらの意見を聞いて、大住委員は、十分な監査のためには、取締役に従属して監査役のことをきかない会社

の人間ではなく、監査役の言うことをきく会社外の人間を監査役が自分で補助者に雇って、会社にその費用を払わせるということにすべきであり、今回このことを可能にしたところに、試案の意義があるとの趣旨の意見を述べた。

「いままで監査が十分にいかなかったというのは、自分が補助者を雇って、それを会社に請求するということは事実上できなかったんですね。会社の人間を使うとなると、会社の人間は、やはり取締役についたほうがいいですから、監査役の言うことを聞かないですよ。監査役の言うことを聞けば、あとで首があぶないですからね。だから、どうしても会社の人間だったら十分使うことができなかった。それで、勘定は会社の勘定ですけど、それは自分が雇って、会社に費用を払わせるというところに、この意義があるんじゃないかと思うんですが。」(同速記録八〇頁)

この大住委員の意見に対し、鈴木小委員長は、このような補助者には、監査終了後の地位の不安定の問題があると指摘した。

「そうおっしゃるけれどもうまくいったときにはうまくいくと思うんですけども、しかし、三年もすればやめちゃう人に仕えるんですから、あと、どこへはめてくれるのでなければどうにもならない。人にくつついている雇い人ですからね。あとの行く先がなくなっちゃうという問題がある。

第一、退職金なんていうのをだれが払うのかしらなければ……。」(同速記録八一頁)

これに対し、大住委員は、ここで補助者に考えているのは、パートタイマーとして雇うかどうかであり、その地位

の不安定は問題にならないのではと反論した。

「そうじゃなくて、パートタイムで会計士補を雇ってくるとか来てもらうとか、税理士に来てもらうとか、というようなことを考えているんじゃないですか。」（同速記録八一頁）

鈴木小委員長も一般の会社については大住委員の意見のようないことが可能であるとする。しかし、特例会社については補助者は必要なかと質した。

「これはそうかもしれません。一般の会社だったら、公認会計士この程度だからいるんだから、頼みたいからということで頼むのも、それは可能かもしれませんけれども、しかし、特例会社でも必要ですか。」（同速記録八一頁）

これに対し、大住委員は、特例会社であっても、監査役に責任を負わせている以上、監査役は相当の監査をしなければならぬと指摘し、補助者が必要となることもありうることを示唆した。

「それは監査役に責任を負わしている以上、やはり、責任を負わないためには相当の監査をしなければいけないだろうと思うんですね。」（同速記録八一頁）

しかし、鈴木小委員長は、相当の監査をすることになるとすると、非常に大規模なスタッフが必要となるが、専門

の人を頼むということもできないし、処置無しであり、こうしなければならいかどうかについては疑問があるとする。

「そうなってくると、結局、監査役の顧問弁護士がいるんですよ。だから、非常に大規模のスタッフというものを必要としてくることになる。専任の人を頼むなんていうことは、とてもできないし、したってあと困っちゃうんですね。処置ないし。

こうしなければならいかどうかということについては、若干疑問を持つんですがね。」(同速記録八一—八二頁)

大住委員も、公認会計士補を雇ってくるとか、税理士を頼んで調査の補助をさせると言ったら、会社はおそらくしぶると思うと、その困難さを認める。

「会計士補を雇ってくるとか、税理士を頼んで調査の補助をさせると言ったら、会社はおそらくしぶると思うんですよ。」(同速記録八二頁)

#### (五) 株主総会における監査役の監査費用額についての意見陳述

つぎに、鈴木小委員長は、監査役が総会で意見を言っても、それは総会で否決されてしまうのではないかと、意見陳述の実効性につき、疑念を提起した。

「だけど同時に、総会へ出す議案にはそれはのつけないと思うんですよ。そこで、その第二項(『監査役は、前項の

株主総会において、同項の額について意見を述べる事ができる』——筆者）でもって監査役がいますと言っても、総会でそれは否決されるだろうと思うんだ。」（同速記録八二頁）

これに対し、大住委員は、否決されたなら、総会が渋ってこれしか出さないので十分な監査ができなかったと言え  
ばいいのであり、これだけもらえる権利があるんだというほうが監査し易いのではないかとした。

「否決されたら、こんどは、総会がしぶってこれしかくれないから十分な監査ができないと。」（同速記録八二頁）

「監査報告にかかるときは、責任免除になるんじゃないですか、その範囲内で。事実上できないんですから。」（同速記録八二頁）

「おまえがいらなと言ったんだから、これだけしかできませんよと報告すればいいでしょう。」（同速記録八二頁）

「監査資料を総会の承認を求めてそれだけもらえる権利があるんだ、というほうが監査しやすいんじゃないですか  
な。幾らでも出すんだからいらなじゃないか、と言ったって、どうもあてにならないという気がするんですね。」  
（同速記録八三頁）

しかし、これに対しても、鈴木小委員長は、総会が渋っているからできないということを総会に訴えたつてしよう  
がない、総会がいらなと言ったものをまた訴えたところで始まらないと反論した。

「だって、おかしいじゃないですか。総会がしぶっているからできないということを総会に訴えたつてしようがないでしょう。」（同速記録八二頁）

「監査報告なるものが株主に対して与えるものであれば、総会がいらなないといったものをまた訴えたところで始まらない。取締役がいらなないと言つたのなら総会へ訴えることは可能ですけどね。総会がいらなないと言つたものを、いらなと言つたのはけしからんと言つたつて始まらない。」（同速記録八二頁）

「それはそれでかまいませんけど、責任は初めからないはずだと思ふんです。ないはずだというのか、それを頼まなかつたからできなかつたのか、頼んだつてできなかつたのかという問題はありますよ。」（同速記録八三頁）

そして、鈴木小委員長は、総会へ訴えますよという最後の手段があるんだつたら、監査役の要求をそう簡単に断るわけにもいかないだろうとするとともに、監査のために必要だというので乱費されては困ると意見を述べた。

「総会へ訴えますよという最後のあれがあるんだつたら、そう断るわけにもいかなないでしょう。なぜそんなものをちびつたんだということ。それから、また監査役にしたつて、監査のために必要だというので乱費されては困るんですね。」（同速記録八三頁）

#### (六) 付属明細書への記載

これに対し、大住委員は、だからこそ、付属明細書でそれを押さえているのだと反論した。

「ですから、ここで付属明細書で押えているんじゃないですか。付属明細書に明細を記入しなければならんというので。」（同速記録八三頁）

しかし、鈴木小委員長は、それにしても、明細の一つ一つまで書く必要はないだろうと再反論した。

「明細の一つ一つ、まさか鉛筆を買ったのまで書く必要はないだろうと思うけどね。」（同速記録八三頁）

しかし、大住委員は、付属明細書というのは、そんなに細かいことまで書く必要は無いだろうと、再々反論した。

「付属明細書というのは、そんなに細かいことまで書くんじゃないですから、付属明細書の性質によって、性格上自ずから限度があると思うんです。」（同速記録八三—八四頁）

#### (七) 試案の取扱い

ここで、鈴木小委員長は、試案を原則として崩さないという考え方をとるのか、相当柔軟に考えるのかということ  
で問題が決まると問題を整理した。

「これも試案を原則としてはくずさないのだという考え方をとるのか、それとも試案というものは相当柔軟に考えるかということ  
で問題が決まるような気がするんですよ。」（同速記録八四頁）

そこで、大森委員は、この規定は細か過ぎるが、監査役たるものの姿勢をはつきりさせるという効果からいえば置いておいてもいいとの意見を述べた。

「いろいろな意見が出ているようにあんまりこの規定は細かすぎるんじゃないかという感じは一方ではするんですけども監査費用というものを総会でかけて明らかにする、これだけ出すんだ、ということになると、報酬の場合でも一緒ですが、監査役はこれだけの費用をあてがわれて仕事をするようになるんだから、それに見合うだけの仕事はしなければならんぞ、というふうな監査の心がまえといえますか姿勢というか、そういう結果を伴うという点からいえば、こういうことをしておいてもいいんじゃないか。いろいろ技術的にむずかしい問題があるでしょうがね。何が監査費用かとか。今までの調査からいえば、監査費用零というところもあるようですね。それえじゃいかんぞ、ということで。報酬の面でもそうなんで、どうせ取締役会が原案をつくるんですから。だけど、やつぱり、あんまりみっともない報酬を監査役に出しているのもぐあいが悪いということですから。それがはつきりしてきますね。そうすれば監査役たるものも、これだけ待遇を受けているのだから、ひとつそれに見合うだけの仕事をしなければいけないものなんだ、というふうな姿勢をはつきりさせるという、そんな効果からいえば置いておいてもいいような気がしておるんです。」

(同速記録八四―八五頁)

田中委員も、これは残しておくほうがいいと大森委員の意見に同調した。

「私も、やつぱり、これは残しておくほうがいいんじゃないかと思えますね。いま大森委員の言われたと同じよう

な趣旨でやはり残しておく方がいいんで、實際界方面からの意見を見ましても、このために弊害があるとは言っていないで、そこまでしなくてもいいんじゃないですか。必要でないとは言ってますけれども、これをすると積極的に悪いことが起こるといことは一つも言っていないように思ってますから、今のような監査役に心がまえを与えるというか、一生懸命監査させるのには、総会で監査費用をきめることは役立つんじゃないでしょうかね。

とにかく試案を最初に作る時、こういう考えでやり出したわけなんだから、相当重大な理由がない限り残しておく方がいいんじゃないかというふうに思いますね。」（同速記録八五頁）

このような意見に対し、鈴木小委員長は、試案に決めたことなんだから重大なことがない限りは変えないという考え方は一寸硬直に過ぎるような感じもするとの感想を述べた。

「部会で結局、議論していただければいいことですが、ただ、試案に決めたことなんだから重大なことがない限りは変えないという考え方は、ちよつと硬直に過ぎるような感じもするんですがね。」（同速記録八五頁）

「これは確かに公にされたものであり、われわれとしてもずいぶん考えたことであるけれども、それはその立場においてベストだと考えたというだけのことなんでね。しかし、その段階においてベストだと考えたんで、あともつとよくするということは、われわれ努めなければならぬんで、大体これに違うものはねのけるんだというふうな方向では、ニュアンスの違いですが、結局同じことを言ってるんだらうと思います」（同速記録八五―八六頁）

これに対し、田中委員は、監査役の独立性とその機能を十分に發揮させるといふ今度の監査制度改正の大的とい

うものを考えて、それに少しでも役立つものは残しておくという考えが当然のような気がすると反論した。

「あるいは、それは新しい理由がないから、ということですね。」（同速記録八五頁）

「そこまで硬直的な態度を維持しろというわけでもないんですけども、こんどの改正の目的が、監査役の独立性とその機能を十分に発揮するということなんですからそのためには、これは相当役立つことは確かなんです、実際のほうの反対意見というものもそれがあると、積極的に害があるからぜひ削除しろというような意見はないんじゃないですか。理由がはっきりしない意見もありますけど、大体はその必要はないという程度なんですから、今度の監査制度改正の大目的というものを考えて、それに少しでも役立つものは残しておくという考えが当然のような気がしますね。」（同速記録八六頁）

### おわりに

第一一回小委員会は、前回に引き続き、試案の再検討を行ったものであるが、その分量は大きく、本誌に一挙掲載は困難であるなどの事情もあった。そこで、本稿では、その一部、すなわち、小委員会第一回会議のうち、問題提起に引き続き、監査役の資格、任期、選任・解任、報酬、監査費用についての部分を掲載することとした。残りの部分は、次号に掲載予定である。小委員会の出席者・発言者は、終始限られるが、多様な論点につき討議がされるという基本的な流れは、ここでも維持されている。

注

- (1) 法務省民事局参事官室・株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案についての照会に対する意見（昭和四三年一月）（法制審議会商法部会小委員会資料16）
- (2) 同・同書七頁、一八―一九頁。
- (3) 同・同書七頁、一九頁。
- (4) 同・同書七―八頁、一九―二〇頁。
- (5) 同・同書八頁、二〇―二二頁。
- (6) 同・同書八―九頁、二二―二三頁。
- (7) 同・同書九頁、二三―二三頁。

（明治大学名誉教授）